

平成26年美浦村告示第169号

平成26年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月7日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成26年12月9日

2. 場 所 美浦村議会議場

平成26年美浦村議会第4回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	12月9日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	12月10日	水	○総務常任委員会(議案審査) ○厚生文教常任委員会(議案審査)
3	12月11日	木	○経済建設常任委員会(議案審査)
4	12月12日	金	○議案調査
5	12月13日	土	○議案調査
6	12月14日	日	○議案調査
7	12月15日	月	○議案調査
8	12月16日	火	○本会議 ・一般質問
9	12月17日	水	○議案調査
10	12月18日	木	○議案調査
11	12月19日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成26年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成26年12月9日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第1号 村道路線の廃止について

議案第2号 村道路線の認定について

議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第5号 平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号)

議案第6号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第7号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第8号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第9号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第10号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時00分開会

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、13名です。

これより、平成26年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） 皆さん、おはようございます。

平成26年、第4回美浦村議会定例会、大変、ご参集ご苦労さまでございます。

平成26年の師走を迎え、朝夕の寒さは一段と身にしみる季節となつてまいりました。

議員各位におかれましては、地方自治発展に活躍される中、村民の声を議会に反映すべく日ごろから研さん、研修されておりますことに心から敬意を表します。季節的にこれからは厳しき冬を迎えますが、体調にはご自愛いただき、住民主体の村政運営にご尽力いた

だきますようお願い申し上げます。

メディアや新聞等では、国際的に中東のシリアやイラクで拡大する過激派組織イスラム国は、近隣諸国が抱えるだけでなく、全世界にその影響が広がりつつあります。インドネシアでは、約2,000人以上がイスラム国にかかわり、国も対応策を始めたとの報道がありました。日本からも参加しようとの動きもありましたが、未然に阻止することができたことは幸いであります。平和な日本社会でも、個々の思想、信念は熟し切れていないことがうかがわれます。

また、中国との尖閣諸島問題は、対話の道筋ができたことは両国にとって戦略的互惠関係の前進になるものと思います。しかし、小笠原沖でのサンゴの密漁など、まだまだ課題は山積みであります。緊張感を高めているのは相手国であり、常識が通じる社会国家に成長していただきたいものであります。

隣国との外交問題は、世界経済にも波及することが懸念されます。世界の国々が平和な社会を目指すために政治的外交は重要であり、それぞれが胸襟を開いて話し合いされることを望みたいものであります。

国内では、先月21日に衆議院を解散し、2年間アベノミクスを進めてきた経済政策の成果を国民に問いたいとして選挙選に入り、今月14日に投票が行われます。茨城県議会議員選挙とダブル選挙となりますが、美浦村としては投票率が一番気になるころでもあります。投票率アップに向けては、議員各位からも呼びかけをよろしくお願いいたします。

国政では、国民は不安定より安定を望む声が多数で、一強多弱の政治的構図は変わらず、自民党に対抗できる政党として期待する党は見えてこない中、危惧する特定秘密保護法はあす10日に施行されます。政府にとって都合の悪い情報は隠され、国民の知る権利が守られない事態は避けてほしいものであります。

議員の定数削減など身を切る改革は、国民の思いが届かない結果となりかねない状況であります。アベノミクス効果もあって大企業の純益は最高との報告であります。中小事業者や地方で働く者にまでは、その景況感が及んでいる状況ではありません。地方創生を立ち上げたからには、地方の景気回復を進めなければ、国全体の景気の浮上につながってはいきません。地方のみの改革が進み、国がおくれていることは、地方創生本部を立ち上げ、地方を元気に再生する方針にずれが生じているように思われます。

東日本大震災で起きた福島第一原発の事故から3年9カ月がたちますが、放射能にかかわる懸念はまだ収束に至らず、復旧・復興も道半ばであります。原発周辺に住んで帰還できない人たちは、いまだ12万人もおります。復興庁の支援が避難者に迅速に進められることを期待したいものであります。

また国内の災害では、8月に広島市で豪雨による土砂災害が発生し、死者74人、重軽傷者44人、全壊が133件、損壊は297棟、浸水被害は4,100棟以上の報告がされております。

9月27日に、長野県御嶽山の噴火は戦後最悪の被害をもたらしました。死者は57人、行

方不明者6人の犠牲者が報告されております。予期せぬ自然災害がどこにでも起き得る、地球の気象条件が変わりつつあることを私たちは認識し、対策も必要不可欠と考えます。予防・防災を住民にも周知し、地域の安全・安心を図ってまいりたいと思います。

美浦村では11月3日の文化祭に、村内の各種団体、村外からは茨城町、大洗町、新潟市の横越地区、そして、ことし初めて福島県大玉村から参加をいただき、盛況に開催できたことは喜ばしい限りであります。議員各位にも参加、ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

今月14日には、中山競馬場で美浦ステークスが開催されます。皆様にもご支援、ご協力できたらお願いをいたしたいと思っております。

また、隣の阿見町のアウトレット近くにオープンしたライトウインズ阿見は、1日の売り上げが3,000万円を超える日があると報告がありました。JRA美浦トレーニング・センターが中央競馬会として売り上げも底を脱したとの報告を聞いております。美浦村としては、関東馬のG1制覇にさらなる奮起を期待したいものです。

今回の提出案件は、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案第1号 村道路線の廃止についてが1件、議案第2号 村道路線の認定についてが1件、議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で平成26年度美浦村一般会計補正予算（第5号）が1件、議案第6号で平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第7号で平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第8号で平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第9号で平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第10号で平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）が1件の、11案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

5番議員 山 崎 幸 子 君

7番議員 山 本 一 恵 君

8番議員 林 昌 子 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの11日間と決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。この案件は、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3人の方が法務大臣より委嘱を受けまして人権擁護の活動をされているわけですが、これまで委員の一人として、人権にかかわる思想の啓発や人権相談に当たってこられました内田光子氏が、平成27年3月31日をもって3年間の任期満了となるわけですが、内田氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられまして、人権尊重・思想の普及高揚を図るべく、イベント会場等での啓発活動や次世代を担う小中学生が、人権尊重の思想の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけさせたいとの思いで行っている小中学校での人権教室など、意欲的な活動をされてきたところでございます。

これらの労を惜しまないご活躍を思いますとき、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦いたしたいとご提案申し上げます。

既に、ご承知の方もおられるかと思いますが、内田氏の経歴・人となりを簡単に申し上げます。

美浦村大谷にお住まいで、昭和22年3月15日生まれ、現在67歳でございます。昭和42年3月に日本体育大学女子短期大学体育学部を卒業され、同年5月に学校教諭として土浦市立土浦第四中学校に勤務されてから平成19年3月31日の定年退職までの間、県南地域の公立中学校8校に勤務し、その間約40年にわたり子どもたちと向き合い培った、親しみやすさ、誠実さ、人権を尊重した正義感、忍耐強さなどの感性は素晴らしいものがございます。

定年退職後も公立小中学校の非常勤講師として約5年間にわたり勤務された経歴を持ち、平成24年4月1日から人権擁護委員として委嘱され、活動をされております。内田氏は、これまでの経歴から地域に精通しており、人権問題に対する経験・識見が豊富であり、人権感覚にすぐれ、地域社会でも信頼され、誠意のある方でございます。

以上のことから推薦をいたしたく、ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件を、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認め、答申することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 村道路線の廃止についてから、日程第13 議案第10号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）までの10議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 事務局には、続いての朗読、大変ご苦勞さまでした。

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

11時5分に再開をいたします。以上、よろしく願いをいたします。

午前10時52分休憩

午前11時05分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号より議案第10号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 村道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、村道路線の廃止をお願いする路線は、7路線でございます。①から⑥までの村道路線につきましては、民間企業が事業を計画している区域内に位置する路線であります。それぞれの企業が、事業区域内の地権者と土地賃貸契約を締結し事業を進めているところであります。なお、①から⑥までの村道路線につきましては、一旦全路線を廃止し、この後の議案第2号 村道路線の認定についてにおいて、事業区域以外の部分の村道路線について再認定をお願いすることとしております。

①、②の村道1779号線、村道1780号線よりご説明申し上げます。3ページの廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。本路線は、東京都荒川区の事業者、株式会社和電が太陽光発電を計画している事業区域、面積3万7,534平方メートル内に位置する村道路線であります。村道1779号線のうち、太陽光発電事業区域に含まれる路線部分については、道路として利用されていない未供用路線であります。また、村道1780号線においては、通り抜けができない袋小路の路線であります。

続いて、③の村道2194号線でございます。4ページをごらんいただきたいと思います。

本路線は、神奈川県横浜市の事業者、UGS美浦株式会社が太陽光発電を計画している事業区域1万3,862平方メートル内に位置する村道路線であり、全路線が道路として利用されていない未供用路線であります。

続いて、④、⑤、⑥の村道2623号線、村道2624号線、村道2627号線でございます。5ページをごらんいただきたいと思います。

本路線は、村内の農業生産法人株式会社美浦ハイテクファームがパプリカ養液栽培を行う施設区域2万3,125平方メートル内に位置する村道路線であります。この3路線におきまして再認定を行わない路線部分については、道路として利用されていない未供用路線であります。

最後に⑦の村道1546号線でございます。4ページにお戻りいただきたいと思います。4ページをごらんください。

本路線は、国道125号バイパスの建設用地及び役場周辺地区計画の区域に含まれる予定の路線であり、全路線が道路として利用されていない未供用路線であります。

続いて、議案第2号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。

①から⑥までの村道路線につきましては、議案第1号でご審議をお願いしました村道廃止路線について、それぞれ民間企業の事業区域に含まれない部分の村道路線を再認定するものであります。それでは、①、②の村道1779号線、村道1780号線よりご説明申し上げます。7ページの認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

本路線は、太陽光発電を計画している事業区域以外の村道路線部分について、廃止路線番号と同じ路線番号を用いて、再認定するものです。

続いて、③の村道2194号線でございます。8ページをお開きいただきたいと思います。

本路線につきましても、太陽光発電を計画している事業区域以外の村道路線部分について、廃止路線番号と同じ路線番号を用いて再認定するものであります。

続いて、④、⑤、⑥の村道2623号線、村道2624号線、村道2627号線でございます。9ページをお開きいただきたいと思います。

この3路線につきましては、パプリカ養液栽培施設区域以外の村道路線部分について、廃止路線番号と同じ路線番号を用いて再認定するものであります。

続いて、⑦の村道1966号線でございます。10ページをお開きいただきたいと思います。

本路線につきましては、土屋地区内の個人所有の公衆用道路であります。今般、公共下水道事業により当該道路に下水道管を埋設するに当たり、所有者から公衆用道路を村へ寄付する旨の承諾を得たことから、村道路線として認定をするものであります。

最後に⑧の村道2949号線でございます。11ページをお開きいただきたいと思います。

本路線は、医療法人美湖会美浦中央病院の所有地で、訪れる方々の駐車場となっております。今般、同病院より、利用者の通行の安全を確保するため、同地の一部を村道用地として寄付の上、村道路線として認定していただきたい旨の申し出を受けての認定でございます。

続いて、議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況を背景に、税収の早期確保と納税意識の向上を図ることを目的として、昭和25年に創設されたものであります。今日では納税環境も大きく変化し、金融機関窓口、コンビニ、口座振替等による自主納付の意識が浸透してきており、制度の目的は達成されていると思うわけでございます。

本制度は、普通徴収の方法により徴収される納税義務者に対してのみ適用され、個人住民税におきましては、給与や年金から特別徴収の方法により徴収される納税義務者には適用がないことから、普通徴収と特別徴収の納税義務者間において不公平感が生じております。そのような中、茨城県におきましては、平成27年度より個人住民税に係る特別徴収の一斉指定が開始され、本村においても特別徴収義務者となるべき事業者に対して周知をしているところでございますが、普通徴収と特別徴収の納税義務者間における不公平感を払拭するため、特別徴収の一斉指定と時期を同じくして、前納報奨金制度を廃止しようとするものでございます。

また、本制度は年税額を一括納税できる資力のある納税者のみが恩恵を受けられる制度となっていることから、普通徴収の方法により徴収される納税義務者間においても、不公平感が生じており、税の徴収業務につきましては、今後一層の力を注いでいかなければなりません。行財政改革の一環という観点からも、個人住民税、固定資産税に係る前納報奨金制度を廃止しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、まず、第42条の改正につきましては、同条に規定しております個人の村民税の納期前の納付のうち、前納報奨金制度に関する部分であります第2項を削るものでございます。また、第70条の改正につきましては、同条に規定しております固定資産税の納期前の納付のうち、前納報奨金制度に関する部分であります第2項を削るものでございます。なお、条例の施行日につきましては、平成27年4月1日とするものでございます。

続いて、議案第4号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額等の変更をするため、関係条文の整備を行おうとするものであります。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第5号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ3,714万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億3,697万8,000円とするものでございます。今回の補正予算は、事業費の確定及び執行額の見通しがついたもの並びに緊急性を要する事業に係る補正が主なものとなっております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託、機器賃借等の追加及び土地評価システム更新業務委託料では、追加業務の発生等により、限度額の変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。25ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。総務管理費の財産管理費では、庁舎管理費で老朽化した電話機及び電話交換システムの更新が完了したことにより、備品購入費293万8,000円の減額をいたしております。

次に、徴税費の徴収費では、徴収事務費で平成27年度から前納報奨金を廃止することを周知するための経費として、印刷製本費で4万4,000円、郵便料で52万8,000円の増額補正をお願いいたしております。また、多額の過誤納還付金等が発生したこと等により、過誤納還付金で301万6,000円、還付加算金で82万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で電算システムの移行に伴い、新しい住民基本台帳システムと戸籍総合システムとの連携のためのシステム等の再構築が必要となり、住基連携再構築業務委託料129万6,000円を新規に計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、出産育児一時金分の法定繰出し分として112万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、障がい者福祉費では、障がい自立支援給付事業費で、障がい福祉サービスの利用者の増加等により2,037万9,000円の増額補正をお願いいたしております。また、平成25年度国庫負担金の精算による国庫支出金等返還金の229万8,000円の計上を行っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。児童福祉費の保育所費では、保育士の配置がえ等により、大谷保育所運営費と木原保育所運営費で保育士報酬及び社会保険料の予

算組みかえ調整を行っております。

続いて、衛生費について申し上げます。清掃費の塵芥処理費では、塵芥処理事業費で長年にわたり放置されていた見晴地区汚水処理プラントのFRPを処分するため、廃棄物処分委託料280万8,000円を新規に計上いたしております。

続いて、土木費について申し上げます。道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、木原小学校及び美浦中学校の通学路となっている村道2100号線の安全を確保するための拡幅改良工事費の計上により、総額で747万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金で、公共下水道事業特別会計での公債費の増額補正に伴い、一般会計負担分の139万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、33ページをお開きいただきたいと思います。教育費について申し上げます。

幼稚園費の幼稚園費では、幼稚園就園奨励費で、補助対象世帯の拡大及び保育料・入園料減免対象世帯の拡大等により、幼稚園就園奨励費168万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、社会教育費の公民館費では、中央公民館管理費で、大ホール舞台緞帳設備及び照明操作卓直流電源設備の修繕料として、施設等修繕料120万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の社会教育費の図書費では、一般職非常勤の図書館司書が中途退職したことによる体制の変更により、図書室運営費と次のページの学校図書運営費で、報酬及び費用弁償の予算組みかえ調整を行っております。

続いて、公債費について申し上げます。

公債費では、平成15年度に借入を行った減税補てん債及び臨時財政対策債の利率見直し及び平成25年度借入額の確定により、元金償還費で329万4,000円の増額補正、利子償還費で645万円の減額補正をいたしております。

続きまして、23ページにお戻りいただきたいと思います。歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

初めに、国庫支出金について申し上げます。国庫負担金の民生費国庫負担金では、歳出の民生費でご説明いたしました障がい福祉サービス費2,037万9,000円の増額補正に伴い、国庫負担分の自立支援給付費負担金1,018万9,000円の増額補正をいたしております。

次に、県支出金について申し上げます。県負担金の民生費県負担金では、国庫負担金と同様に、県負担分の自立支援給付費負担金509万5,000円の増額補正をいたしております。

次に、財産収入について申し上げます。財産売払収入の不動産売払収入では、土地建物売払収入で1,609万円の増額補正をいたしております。主な内訳といたしまして、国道125

号線バイパス工事に伴う大谷地区の土地売却収入が853万7,000円、稲敷美浦連絡道路の整備に伴う信太地区の土地売却収入が693万9,000円となっております。

次に、繰入金について申し上げます。基金繰入金では、財政調整基金繰入金で今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、291万2,000円の増額補正を行い、繰入予算額を2億3,784万6,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。雑入では、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的とした茨城県町村会事業推進交付金300万円の交付がありましたので、300万円を新規に計上いたしております。

続いて、議案第6号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。43ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万3,000円を追加し、補正後の予算総額を21億3,689万6,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。49ページをお開きいただきたいと思っております。

第2款保険給付費の第2項高額療養費では、財源としている歳入、第7款共同事業交付金の第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金が、当初積算額より少ない額で交付される見込みとなったため、一般財源へ財源振りかえをしております。

第4項出産育児諸費については、来年3月までに出産される予定者が多く見込まれるため、168万円の増額補正をお願いするものであります。

第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金の第3目償還金では70歳以上の被保険者の高齢受給者証交付に係る国庫補助金の前年度分が確定したことによる精算返還分として、6,000円の増額補正をするものであります。

第4目一般被保険者還付加算金については、過去5年間に還付の対象となった方の中で、還付加算金をつけずに国民健康保険税の還付処理をしており、この方々への還付加算金未払い分として19万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の第3項、指定公費負担医療支出金は、70歳以上の国民健康保険被保険者が支払う一部負担金は、本来2割と定めておりますが、国の特例措置で1割となっているための差分1割に係る支出金で、予算額に不足が見込まれるため、4万円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、47ページにちょっと戻っていただきたいと思っております。

歳入関係についてご説明申し上げます。

第7款共同事業交付金の第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、1件当たり80万円を超える高額な医療費が発生した場合、国保連合会からの交付金を交付されておりますが、80万円を超える高額な医療費が少なくなっており、交付額が減少することが見込まれるため、89万3,000円の減額補正をするものでございます。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明しました保険給付費、出産育児諸費の増額補正により、一般会計からの法定繰出分として歳出の財源となっている出産育児一時金繰入金を112万円増額補正するものでございます。

第11款諸収入の第5項雑入では、再審査や診療報酬請求の算定誤り等による返納金で第3目一般被保険者返納金が157万5,000円の増額補正、同じく第4目退職被保険者等返納金で12万1,000円を増額補正するものでございます。

続いて、51ページをお開きください。議案第7号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、まず第1条で、歳入歳出それぞれ179万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,895万3,000円としております。

次に、第2条では債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、52ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、債務負担行為の追加につきましては、平成27年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、管渠情報管理システム保守業務委託料及び農業集落排水処理施設汚泥処理業務委託料につきまして、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思っております。歳出予算からご説明申し上げます。総務費の安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、電気使用料に不足が見込まれることから、需用費で179万円の増額補正をお願いしております。

前のページにお戻りいただきまして、歳入予算についてご説明申し上げます。繰入金の農業集落排水事業基金繰入金につきましては、先ほど歳出補正でご説明いたしました需用費の増額補正分に充てるため、179万円の増額補正をお願いしております。

続いて、議案第8号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。議案書59ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、まず第1条で歳入歳出それぞれ1億5,410万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,055万3,000円としております。

次に、第2条では、債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いをするものであります。

次に、第3条では、地方債の変更を第3表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、61ページをお開きいただきたいと思っております。

まず第2条の債務負担行為の追加につきましては、平成27年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、管渠情報管理システム保守業務委託料、公共下水道施工管理業務委託料、水処理センター汚泥処理業務委託料及び公共下水道凝集剤購入費について、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、国庫補助金の増額補正等によりまして公共下水道事業に係る本年度の地方債限度額を2億7,540万円にお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。67ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算からご説明申し上げます。

まず、下水道費の一般管理費につきましては、公債費利子不足分の一部に充てるため、積立金より59万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

次に、下水道事業費の公共下水道事業費につきましては、国庫補助金の増額及び一部事業費の確定に伴い、事業費の見直しを行っております。委託料で139万2,000円の減額、工事請負費で1億5,030万円、補償補填及び賠償金で380万円の増額をそれぞれ行いまして、総額1億5,270万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、公債費の利子につきまして不足が見込まれることから、199万6,000円の増額補正をお願いしております。

前のページに戻っていただきまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

まず、国庫支出金の下水道事業費国庫補助金につきましては、補助額の変更を行いまして9,080万円の増額補正をお願いしております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出補正でご説明いたしました公債費利子の増額補正分に充てるため、139万8,000円の増額、また、公共下水道事業基金繰入金につきましては、充当先事業の見直しにより1,919万2,000円を減額し、繰入金総額1,779万4,000円の減額補正をお願いしております。

次に、村債の下水道事業債につきましては、国庫補助金の増額補正等によりまして8,110万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第9号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。69ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに466万9,000円を増額いたしまして、予算総額9億2,541万1,000円とするものでございます。主な補正内容といたしましては、保険給付費の給付状況を勘案し、項目ごとに予算額を増減させるもの、国県負担金の精算による償還金の計上となっております。

また、第2条におきまして、債務負担行為の追加を1件お願いしております。それでは保険事業勘定の歳出からご説明申し上げます。77ページをお開きいただきたいと思います。

まず、保険給付費の施設介護サービス給付費では、これまでの執行状況を考慮し、1,480万円を減額しております。

次に、保険給付費の介護予防サービス給付費につきましては、給付費の伸びに対応するため、700万円の増額補正をしております。

次に、保険給付費の高額介護サービス費では、所得に応じた負担限度額を超えてサービ

スを利用される方の増加に伴いまして、310万円を増額しております。

次の保険給付費の特定入所者介護サービス費につきましては、所得の低い方が施設サービスを利用する際に、居住費、食費の軽減を図るため給付するものですが、給付実績により470万円の増額をしております。なお、保険給付費全体で増減なしとなっております。

次に、諸支出金の償還金ですが、平成25年度分の国庫支出金返還金として238万3,000円、県支出金返還金として192万6,000円、合計430万9,000円を計上いたしております。

続きまして、介護保険勘定の歳入についてご説明申し上げます。75ページをお開きいただきたいと思っております。繰越金に430万9,000円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。83ページをお開きいただきたいと思っております。

まず歳出ですが、サービス事業費の介護予防支援事業費では、新予防給付ケアマネジメント委託料で、委託件数の増加により36万円を増額しております。

81ページに戻っていただきたいと思っております。歳入のほうを説明申し上げます。

予防給付費収入の居宅介護予防給付サービス計画費収入を36万円増額しております。

最後に、議案第10号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。議案書85ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の設定を第2条のとおりお願いするものでございます。債務負担行為の設定につきましては、平成27年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、検針業務委託料及びマッピングシステム保守管理委託料につきましては、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第1号より議案第10号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は、全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午前11時43分散会

平成26年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成26年12月16日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
福祉介護課長	秦野一男君
国保年金課長	桑野正美君
都市建設課長	池延政夫君
上下水道課長	青野道生君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 飯 塚 尚 央
書 記 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。

ただいまから平成26年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます前に、本定例会一般質問の質問方式は選択制で行うことを許します。選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式、または一問一答方式となります。選択制の一つである一問一答方式は、質問時間30分で、質問の回数に制限は設けません。答弁と合わせて60分の制限時間以内で一般質問を行うこととします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） おはようございます。本日、一人目の一般質問として、しっかりと頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

まず初めに、移動式赤ちゃんの駅導入についてを質問させていただきます。

最近、公共施設や駅、イベント会場に授乳室、オムツがえベッド、ミルク用のお湯が無料で利用できる赤ちゃんの駅は、近年、乳幼児の保護者からの要望により、ふえてきているものであります。移動式赤ちゃんの駅とは聞きなれないと思いますが、これは小さなお子さんを連れて外でのイベントやサークル活動をするときに、保護者が安心して授乳やオムツ交換ができるための折り畳み式オムツ交換台を備えた、持ち運びできる移動可能なテントの名称であります。

本村においては、木原城山チューリップまつり、産業文化祭、陸平縄文ムラまつり、各地区の盆踊り大会、美浦村体育祭、その他、村内行事や子育てサークル活動等、貸し出し可能な移動式赤ちゃんの駅を導入すれば、子育て世代の方々が伸び伸びと参加できる機会がふえること間違いありません。茨城県内でも、現在検討中の自治体がふえてきていると

ころであります。

子育てに力を入れている美浦村として、県内に大きくPRできる事業と考えます。子育て環境の整備の一環として導入すべきと考えますが、村長の見解を求めます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） おはようございます。それでは、林議員のご質問にお答えをいたします。

移動式赤ちゃんの駅は、オムツ交換や授乳を行うためのスペースとして、折り畳み式オムツ交換台がセットとなった、移動が可能な簡易なテントであります。このテントを設置することで、乳幼児を連れた保護者が安心して屋外でのイベント等に参加できるようになるほか、災害時等の非常事態においてもオムツ交換ができる場所がない場合に活用できるものであります。

本村では、乳幼児連れのご家族が安心して外出できるような環境づくりを目指し、役場庁舎東側の多目的トイレ及び中央公民館内の多目的トイレ内に折り畳み式オムツ交換台を設置しております。また、子育て支援センターや保健センター、各保育所でもオムツ交換や授乳ができる態勢をとっております。

今回、林議員からご質問のありました移動式赤ちゃんの駅につきましても、安心して子育てができる環境づくりと災害時への備えなどの活用方法を想定しまして、現在既に貸し出し事業を行っている先進自治体の状況などについて調査を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 答弁いただきまして、子育て支援に限らず、災害対策の部分も考えていただき、検討いただけるという答弁をいただき、安心をいたしました。

多分事前に執行部のほうでもお調べいただいていると思うんですけども、2011年に導入実施している大阪府の大阪狭山市では、運動会や商工会イベントなどで利用されておまして、また、和歌山県の橋本市でも昨年より市内で開催されるイベントを主催する団体に貸し出しを実施しているのが実情でございます。その他、北海道の室蘭市、兵庫県の播磨町など、既に導入されている住民に喜ばれているとの報告をいただいております。

形は違いますけれども、横浜市元町では、ショッピングストリート、「ポペットタウン号」といまして、これはマイクロバスを改造した移動式授乳室なんですけれども、ニーズに対応したユニークな取り組みであると考えます。

実際に導入を検討するに当たり、予算の面が心配かと思えます。導入すると仮定をして、約20万円前後かと想定されますけれども、大阪狭山市や橋本市は寄附により実施しております。本村も寄附していただける企業や団体に働きかけ、協力をいただけたら、来年度中に実施可能ではないでしょうか。その点について検討いただけないものかご質問をさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、再質問にお答えをいたします。

さまざまな野外イベントなど、建物が無いような場所でイベントを開催するときに、授乳やオムツがえをするため移動式赤ちゃんの駅などの設備があると便利かなというふうに、必要性を認識しております。どれだけニーズがあるかということもぜひ見きわめまして、今後、他自治体の状況を参考に関係部局と協議をしながら検討してまいります。

また、この移動式赤ちゃんの駅等の寄附をいただける団体や企業につきましても、庁内各関係部局と調整をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 関係部局と調整をして検討していくという答弁をいただいたかと思えますけれども、そこで村長にお尋ねをいたします。

育児の初めの一步を踏み出すきっかけづくりとして、これはとても有効な事業だと考えます。2025年度的美浦村の人口構成予測を見ますと、65歳以上が人口の3.1人に1人、75歳以上が人口の5.6人に1人と高齢化が進んでいることが予測されております。出産・子育て中心の若い女性、大まかに20歳から39歳の人口の推移を見ますと、総人口の8.3%と、5年前から7%も減少しているのが現状でございます。

子どもの人数も、村内の人数を見ますと平成21年から26年で零歳から4歳の人口が761人からこの5年間で607人と、154名減少しております。5歳から9歳では823人から653人と170人の減少がされているデータが出ておりました。人口減少をくい止めるためにも、また、離婚率も県内で美浦村はワースト3の中に入っております。育児ノイローゼを防ぎ、夫婦円満な家庭づくりをすることで離婚も防げることに有効な、この事業の一環になるのではないかとということも加味をした上で、今回提案をさせていただいております。

どうか、子育て世代の方々が伸び伸びと美浦村で子育てできる環境のためにも、この移動式赤ちゃんの駅を導入すべきと考えますが、最後に村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。議員各位には、再開日大変ご苦労さまでございます。また、再開日までの間で衆議院選と県会議員の同日選挙がありました。国民全体の方向性も、また県の中も、これは不安定な政権よりは安定な政権を望みたいということで、テレビ・新聞等で与党が圧勝というふうな数字が出ております。都市部のみならず、大手企業だけではなく、地方創生も立ち上がったわけでございますので、この市町村にもそういう恩恵がこうむれるような第3次安倍内閣を築いていただきたいものだというふうに思っております。

今、林議員のほうから移動式赤ちゃんの駅について、子育て、そして美浦村は離婚率が高いですねという数字を言われましたけれども、逆に結婚の率も、反対に高いんですね。

ですから、県内の中で結婚の割合も高いんですが、離婚率も高いということで、やっぱり結婚をしないと、離婚だけというのは大変なことになりますけれども、でも、子育ての環境からすれば、この移動式赤ちゃんの駅を確かに導入している自治体もあるということで、結婚率も高い美浦村でもその環境をつくってあげることが必要であると。

先ほど部長のほうから、企業や団体ということで、早速議員のほうからいただいた移動式赤ちゃんの駅の部分を写メして、メールでいろいろなところに送ったら、「協力します」というようなところも出てきておりますので、ぜひともそういう企業団体のほうから応援をいただいて、美浦村の中にもぜひ二つぐらいは貸し出しをしてでもできるようなものを構築をしていきたい。検討をするというふうな部長の話もありましたけれども、検討も重ねますけれども、そういう議員のおっしゃるように、いろいろな団体のほうからも寄附も一つ、宣伝になっていくのではないのかなというふうに思いますので、それも含めて進めていきたいというふうに思います。

ぜひ来年度は、福祉介護課にそういう問い合わせがあれば、いろいろなイベントには設置もできるし、また貸し出しもできるような状態をつくってまいりたいというふうに思っております。ぜひ、議会からも村の中には、先ほど議員からありましたように、北海道の室蘭市とか、兵庫県播磨町というような話も出ましたけれども、「茨城県的美浦村でもありますよ」と、ひとつ発信をしていただければ、離婚率の高い部分だけ宣伝していただかないで、「結婚の率も高いですよ」という部分もひとつ発信していただければ、結婚率が高いということは、住みやすいのかなという部分も感じていただけるのかなというふうに思いますので、その辺も、いいほうの発信もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 村長から明快な答弁をいただけて、ありがたいと思います。

本当に離婚率だけでなく、結婚率も高いということも、言い部分も発信ということですので、それは今後しっかりと発信をしていきたいと思っておりますし、また、結婚率が多いということは本当に住みやすい環境であるということですのでけれども、ある年齢までは環境がいいんですよ。ですので今後の検討は、その先も必要なことになるかと思いますが、とりあえずは小学生ぐらいまでの子育て環境は、きちっと中学生までですね、義務教育までの環境はきちっと美浦村で責任を持つという方向性のもとで村長中心に行政を行っていただいているのではないかなということを、今の答弁で伺わせていただきました。それで、企業のほうにも写メを送っていただいてPRしていただいたということは評価をさせていただきます。

今も、1カ所ではなく2カ所ぐらいというお話もありました。それはとてもありがたいことだと思います。移動式のテントはある意味狭いですので、1人利用の部分も出てくるかと思っておりますので、イベントのときには1人2人ではございませんで、多くの方がお子様を連れていらしていますので、2カ所というのはとてもありがたいお話かと思っておりますので、

ぜひ来年度実現できることをさらに要望をさせていただきます。

経済的な支援だけではなくて、より子育てしやすい環境を整えることが重要ということ、村長も認識していることだと思えます。重複いたしますが、移動式赤ちゃんの駅は、必ずその一つに値すると確信をしております。各種の子どもを抱える保護者のアンケートでも、子どもと外出する際の困り事の質問項目では常にトップになっているのが現状でございます。これからも「子育てするなら美浦村」というキャッチフレーズが合うような美浦村の実現を要望をさせていただきます。

また、最後にもう一つ要望なのでございますが、この移動式赤ちゃんの駅は来年度実現可能というふうに、この本会議場で認識をさせていただきます。ですので、また整備のほうをお願いしたいと思えますが、一つ保護者のほうから言われたのは、今とても、イクメンということで男性の方が、お父様方が、赤ちゃんをあやされている様子とかをよく見かけようになってまいりました。お父様がおんぶひもで背負っているというか、そういう場面も見かけられるようになりました。そうしますと、授乳はそんなに、ミルクですけれども、オムツを取りかえるのが、男性でも取りかえる方がふえてきているということなんです。

そうしますと、男性トイレでオムツ取りかえができなくて不便をしているということもありました。先ほど来、多目的トイレに家具式の折り畳み式のを設置しているということもありますので、逆にそういうことも私自身の活動としましても、多目的トイレに男性でもきちっとそこでオムツを交換できますよということをPRしていきたいと思えますが、今後もその設置されている箇所にですね、そういうPR文というか、そういう標示もさせていただいたらありがたいのかなということもさらに要望させていただきます。

また、その移動式赤ちゃんの駅に関しても一人ずつですので、男性が入っている、女性が入っている、によっても、次に利用する方が並ぶかもしれませんので、そういう標示も改めてそういう部分も、中にどういう方が利用されているのかなという、わかるような標示をしていただくような赤ちゃんの駅、利用勝手のよい、安心して利用できる赤ちゃんの駅をぜひ導入していただける、来年度実施できるということを期待をさせていただき、要望として、赤ちゃんの駅の質問を終わらせていただきます。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、施設案内板について質問をさせていただきます。

現在スポーツや文化、芸術、サークル活動をする場所として、村内の公共施設や交流施設を活用する方が年々ふえてきております。大谷・木原・安中学区ごとでの活動であれば、施設の場所は看板を見なくとも行き着くことができる方が多いのですが、学区外の施設での活動となると、意外と場所を知らない方が多いのが現状であります。

若いお母様方からこんな話を伺いました。「木原地区多目的や安中地区多目的、児童館や子育て支援センターで集まるときに、場所がわからない人は迷ってしまい、たどり着く

のに時間がかかり困っている。」 場所を説明する人も、「施設案内看板や目印がないところは案内しにくいので、看板を設置してほしい。」 また、「村内の人ばかりでなく遠くから来る人にとって、案内看板がないのは不親切です」等のご意見を伺いました。

村内の施設利用するに当たり、初めて利用する施設に関しては、案内板が頼りであります。また、説明する場合も案内板があればより明確に説明が可能であります。そこで、村内の看板設置基準と現在の設置状況に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。ただいまの林議員のご質問にお答えをいたします。

近年は多くのところで、営業等のPR看板がここぞとばかりに氾濫し、見づらかったり、設置時は見やすかったものが建物が建つなどしたことで見えなくなったり、イメージアップの凝り過ぎにより景観を損なっているものもあり、看板・案内板の確認に戸惑うような現状があるように感じます。議員ご指摘のとおり案内板がなく、目的地に行きたくても迷ったりし、時間がかかることもあるかと思えます。

実際に自動車で検証をしてみますと、主要道路沿いではほぼ大きな看板・案内板の設置はされておりますが、設置されていないところや文字等が小さかったり、経年で文字が薄くなって見づらくなっているところや、電柱等の陰になって見づらいところもございまして、見落としてしまいそうで不適切な案内板等があることは現状としてございました。

本村におきましても、稲敷市、阿見町、河内町との公の施設の相互利用に関する協定を結んでございまして、構成市町村の住民は、それぞれの市町村と同額で一部施設を相互利用ができることとなっていることから、施設案内板につきましても重要な役目をするものと考えてございます。

村外から来られた方にとっては、まさに頼りになるものであると認識しておりますので、現状を踏まえ、社会環境に配慮をしつつ、必要に応じて新規設置や修繕等を各課が維持管理していることもございますので、調整を図りながら案内板設置の適正化を進めていきたいと考えてございます。

なお、議員ご質問の案内板設置基準につきましては、現段階ではガイドライン的なものはございませんし、統一基準的な指針もないのが現状となっております。しかしながら、今後の新規設置や改修等に当たっては、国や県等の指針を参考に、誰もが利用しやすく見やすい看板の基本に立って設置を考えていきたいと思っております。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの答弁で、大分村内を検証していただいた様子がうかがわれます。ありがとうございます。

なお、看板設置基準に関しては、統一的な指針もないという現状であるとの答弁で、さ

らに今回この質問をされたことで、今後の新規設置や改修等に当たって、誰もが利用しやすく見やすい看板の基準に立って設置を考えていくという方向性をお示しいただけたと思います。

看板というのは、わかる人のための看板ではなく、わからない人のためのものでもありますし、村内を通る全ての方がここにこういう施設がある、こういうものがあるということを知るための案内板でございますので、その看板を見る人の立場に立った設置をしていくというのは基本中の基本であると思いますので、今後そのご努力を期待させていただきます。

私自身も客観的に村内を車で走らせていただいて、検証させていただきました。資料を提出させていただいておりますので、その資料の説明を多少させていただきたいと思いません。

1点目は看板のない箇所、あったらいいなと思われる箇所なんですけれども、まずは国道125号線、美浦トレーニング・センター入口の交差点でございますが、ここには、役場のほうから行きますと、美浦トレーニング・センターの案内板が信号の手前でございます。ですけれども、小学校や幼稚園、また児童館等の名称がございませんでした。

また、木原小学校区のほうですけれども、国道125号線バイパスでは木原小学校の案内板がございましたけれども、旧道のほうには、木原小や木原城山児童館の案内板が設置されていないので、旧道を来られて木原小や木原城山児童館のほうに行かれる方は、わからないで通り過ぎてしまうという現状がここで推察をされるわけでございます。また、子育て支援センターの看板もですね、ちょっと小さめでわかりにくいということもありました。

また3段目、今度は安中学区のほうに入りますけれども、あたりや食堂の交差点のところの看板になりますと、ここには陸平貝塚や安中小学校の標識はございましたけれども、シルバー人材センターや文化財センターの標示がございませんでした。こういうようなところは利用者も多いことですし、こちらの施設はいろいろと今言った、看板がないと言った施設に関しては、村外から大きなイベント等も最近行われておまして、村外から利用される方もふえてきております。そういう意味で看板がないことで迷ってしまっている方が多いというふうに伺っております。

また、4段目のロードパークなんですけれども、ロードパークもすてきな公園であると思うんですけれども、結構、車が日常そこで休憩をされているのを伺うわけなんですけれども、ロードパークの看板、車で走っていて、ここがロードパークというのがわかる看板が一つもないんですね。

それと、そのわきに霞ヶ浦湖岸沿いにすばらしい石碑があったんですけれども、椅子も設置されていて、ここで憩えるような空間があるんですけれども、何の石碑がここに立っているのか、石碑を見ても何と書いてあるかわからず、何のためにここに祭っているのかということもわからず、それではこの石碑自体がすごくもったいないというふうに思いま

したので、これも、せっかくベンチも用意してございますので、そこで、こういういわれのある場所なんだなという、安中地域のこの歴史的空間を憩えるような空間にさせていただくことも必要なのではないかなと思ひまして、ここで写真を添付させていただきました。

また、次のところでは、大須賀津の農村公園なんですけれども、実際に農村公園自体にはいろいろな説明書きはありましたけれども、ここが農村公園という、ロードパークにはあったものが、この農村公園にはないんですね。

実際にサイクリングロードのほうから来て、これは何の公園だろうと思ったときに、公園名がないんですね。ですので、この農村公園の敷地のところにも、農村公園という案内板が必要ではないかなというふうに考えました。

また、その左側の写真ですけれども、大須賀津の農村公園の案内板がありました。ここは曲がり角でわかりやすいんですけれども、できれば農村公園にいろいろなところから来るときに、この道を通るとは限りません。できれば旧道125号線沿いとかそういうところにも、「ここを曲がると農村公園に行けますよ」という案内板があると、よりこの公園も充実をされるのではないかな。

せっかくこの展望台があり整備をされている公園であるのに、それを知らないで通り過ぎてしまう方が多いということもちょっともったいない気がいたしますので、こういうところは、今言った場所は、全てできれば看板を設置していただいたり、標示をしていただくことで、より美浦村の中でいろいろと憩える空間となるような案内看板になるのではないかなと思ひますので、これは設置の要望の部分でございます。

下から2行目部分は、看板の見えにくい箇所でございます。これは全てではないんですが、これは2例なんですけれども、木原の農林漁業者トレーニングセンターと木原地区多目的集会施設の看板は設置されているんですけれども、木原保育所のところから陸橋の陰に隠れておりまして、旧道を走ってきますと、その看板が見えません。実際にその近くに行くと初めて、見えますので、曲がり角も結構曲がらずに通ってしまふような可能性がございますので、できれば曲がる前のところと、遠くからでも、ここに木原の農林漁業者トレーニングセンターがありますよ、というような看板にかえられないものかというこの提案をさせていただきます。

あと、老人福祉センターなんですけれども、老人福祉センターと運動公園の看板が1枚に書いてございます。ありますが、これは多分、右からと左からと両方から来て、一遍に見える場所がここなんです。ですので、その、歩いて行く場合は、すごく見えやすいと思います。ですが、車で行く場合、その信号を通り過ぎてしまいます。その信用金庫のところを木原の商店街のほうから行きますと、全然看板は見えません。通り過ぎてしまいます。また阿見町方面から来た場合も、信号の右側ですので、車は左を走っていますので、左側に標示がない限りは右を見て走りませんね。ですので、そういう部分で歩く人には見えやすい看板なんです、車で来るにはちょっと見にくい看板であるなと思ひますので、

こういうところも利用者の方が、遠くから車で来る方が、この道を曲がれば老人福祉センターがあるんだなというようなところを標示、再度検討していただけたらいいなということで、ここを写真添付させていただきました。

また、右側に牛久市の案内をさせていただいておりますけれども、これは3カ所の標示案内をしている例なんですけれども、本当に信号の手前にありまして、本当に信号をとまらなくても、ここを曲がれば、こちらにこれがあるんだなというようなわかりやすい看板でしたので、参考として添付をさせていただきました。これを見てどのようにお考えになるかちょっと再度質問させていただきたいと思うんですが、きっと私と同じように担当課の方も感じていただいたのではないかなというふうに期待をさせていただくわけでありませう。

そこで、村内施設を初めて利用される方の立場に立った案内看板の設置を今後進めるに当たり、どのような観点で取り組むか、また、そのお考えがありましたら教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問にお答えいたします。

林議員のただいまのご質問の中で、看板のない箇所、そして看板の見にくい箇所について、るるご説明をいただきました。現地のほうに行ってきちんと調べていただいたことに對しまして感謝を申し上げます。

案内板の目的は、いろいろな立場の方が、それぞれに目的が達成されるように促すものでありますことから、先ほど議員がおっしゃってございましたとおり、初めて村内を訪れた方の目線に立ちまして、見やすいものを見やすい場所という誘導標示の明確化を基本として取り組んでいきたいと考えてございます。

参考ではございますが、東京電力関連会社の東電タウンプランニングさんによる電柱広告を利用した地域貢献型広告などもあるようでございますし、一つの選択肢といたしまして、利用可能か検討の余地はあると考えてございます。これは特に防災、防犯、公共施設案内、観光名所など、目的に合った使い方ができるようでございまして、自治体では費用負担がありませんということでございますので、場所によってや自治体の目的に沿った内容に沿えれば利用できるようでございますので、今後、内容を検証し積極的に活用ができるかどうか内容を検討していくように進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま部長の答弁で、初めて村内を訪れた方の目線に立って、見やすいものを見やすい場所という意識をもって取り組んでいきたいという答弁をいただきました。

またさらにですね、素晴らしいと思うんですけれども、東京電力の電柱広告を利用した

地域貢献型看板ということですが、これはすばらしいですね。電柱は結構見やすいです。運転席側からちょうど視界に入るような看板が多いので、あとまた、行き過ぎたらUターンをするとか、そういうような看板もよく見かけます。

ですので、これはとても有効な提案かなと思いますので、ぜひこれは導入をしていただけたらと思います。本当に防犯と防災と、公共施設案内観光名所、その目的に従った電柱の看板も利用されましたら、さらに村内を走っていて利用勝手がよくなったり、間違ふことが未然に防げるような広告になるのではないかなと思いますので、村長、自治体で費用が負担がないということをございますので、ぜひこの導入を早急に働きかけをしていただけないかなということの一つ要望させていただきますので、後で答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、いろいろな地域の看板を見ますと、明らかに地域性が出ています。その地域に、自治体に入った瞬間に、温かく迎え入れて運転席側から見やすい看板を設置されている自治体もあれば、曲がり角に小さな看板で見にくく、曲がり損ねる看板設置をされている自治体等さまざまあります。

村内の方はもとより、村内施設を利用する全ての方が美浦村で楽しく有意義な時間を過ごしていくための第一歩が案内板であるかと考えます。また通過をする方も、美浦村の中を通過する中で、「おお、美浦村ってこんな施設があるのか、こういうことも活用しているのか」と、その通り過ぎる中で「今回は通り過ぎるけれども、この次にはちょっと寄ってみようかな」というそういうきっかけをつくるのも、この案内板には役割が果たされるのではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、予算の関係もあろうかと思いますが、ぜひこの先ほど提示させていただいた、ない場所の、ない看板に関しては、ぜひ来年度予算化をしていただき、新規の看板設置をお願いしたいことと、また、見にくいところの看板に関しては移設の要望をさせていただきますが、その件いかがでしょうか、村長の見解を求めます。よろしくお願ひいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今、看板については部長のほうからも、お迎えするためにはやっぱり親切もありますので、早目に近隣の稲敷市も阿見町もどのように対応しているかというのは、一応もう見てきて、やっぱり看板の大切さというのはその辺、当然、村内の方はわかっているんですけれども、よそから来たときにはわかりづらい。

市町村境界のところには、来たときには、「ようこそ」とお迎え入れる看板も入れて、また、逆に出るときには、「またのおこしを」とか、そういうふうな部分を入れながら看板をうまく利用している自治体もございます。

また、議員が先ほど話がありましたように、石碑についても何の案内もなかった、ベンチがあるのに、ということなので、その辺は学校教育課のほうと、どういう部分の石碑と

してここにあるのかというのもやっぱり、見に来る人、見た人に親切な案内だろうというふうに思います。

それから東電の電柱にある部分も、自治体のやる部分については無償で協力しますよというふうなこともありますので、一度村内を全部点検をさせていただいて電柱にできる部分、また、新たにポールを立ててやらなくてはいけない部分があるのか、その辺をせっかく議員が18カ所ですか写真を撮ってきていただいて、見づらいところ、ないところとか、そこまで調べていただいたことにも本当に感謝申し上げます。近隣の市町村も同じように、同じ料金で利用できるということを考えれば、美浦村の住民だけの仕様ではないということも頭に入れて、隣接する市町村の迎え入れをいかに、おもてなしをできるかという部分も必要だろうというふうに思いますので、ぜひ、その設置に関しては提案者でもあります議員のほうも加わっていただいて、なるべく来年度予算の中ではみ出さないぐらいの部分でそういうものができるようなものがあれば、せっかくやって、後で直すという意味ではやる意味がございませんので、一番見やすく利用しやすい部分を一度プランニング、作りまして、議員の皆さんにも提示して、その上で修正を重ねながら、一番いい方法の設置を考えていきたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 村長に明快な答弁をいただきました。本当にありがとうございます。本当に迎え入れる看板、「またおこしてください」という、それはやっぱりその自治体の温かさが伝わってくるかなと思います。村内に住んでいない方は、何を見て判断するかというと、ホームページだとかいろいろございますけれども、看板によっても、優しさ、そうでない部分も結構、私もいろいろな自治体を歩いていますけれども、すごく自治体の差を感じます。

ですので、本当にいろいろな意味で、誰のためにその看板を設置するのか、また、誰のためにそうするか、それはとりもなおさず、住んでいる住民の方々の誇りにもつながっていくんですね。

私たちはこういうことにも気をつかえる自治体に住んでいるんだという、美浦村の住民の方が本当に誇れるような部分でこの看板もひとつ有効なものであると自負しておりますので、ぜひ、早期に見やすく、利用しやすいプランニングを立てていただけるということですので、来年度、楽しみにしております。来年度予算の中で枠をはみ出さない中で、しっかりと早期にこの対応をしていただけることを評価をさせていただきますして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了をいたします。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 5番議員、山崎です。通告書に従い、茨城国体について質問いた

します。

平成31年の第74回国体が茨城県で行われますが、現在のところ茨城県44市町村のうち、開催誘致のない市町村は5市町村あり、五霞町、境町、かすみがうら市、河内町、美浦村の5市町村とのことです。

そこで質問ですが、美浦村としては、この第74回茨城国体の競技に対して、開催候補地として今まで手を挙げたことはあったのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 山崎議員のご質問にお答えします。

最初に、第74回国民体育大会会場地選定に関することにつきましてご説明申し上げます。初めに茨城県国民体育大会の経過について申し上げます。平成23年第1回定例県議会において、平成31年第74回国民体育大会の招致決議を行い、その後、日本体育協会理事会において、第74回国民体育大会の本県開催が了解されております。

これに伴い、平成23年9月に茨城県教育庁保健体育課スポーツ振興室国体担当より、市町村開催希望予備調査依頼がございました。前回茨城県で行われた昭和49年第29回国民体育大会では、美浦村が馬術競技の会場となったことから、今回も村では馬術競技開催を中心に検討を行いました。前回、会場を提供していただいた日本中央競馬会美浦トレーニング・センターと協議を行った結果、現在の施設では国体の大会を行うのに十分な広さが確保できないこと、また、厩舎・宿舎等の確保が困難な状況にあることから、美浦トレーニング・センターを会場とすることは難しいと判断いたしました。

その他の競技についても宿舎等の確保が難しいことなどから、市町村誘致希望調査では「希望なし」と回答をしております。

なお、国体実施競技は、正式競技、公開競技、特別競技のほか、デモンストレーションスポーツがあります。このデモンストレーションスポーツ競技は、生涯スポーツの振興を主な目的に県内居住者を対象に行うもので、開催条件としては、県体育協会加盟または県体育協会が推薦する競技・レクリエーションであること、市町村及び競技団体の開催希望があること、となっております。このデモンストレーションスポーツについては、茨城県フライングディスク協会により、美浦村でのディスクゴルフ競技の開催希望があり、それを受けて村が開催申請を行ってございます。現在、1次審査が通っている段階でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

前回の第29回茨城国体は、美浦村において馬術競技が開催され、熱戦が繰り広げられました。当時、JRA美浦トレーニング・センターの開場前ということもあり、美浦トレーニング・センターのモデルハウスの厩舎と前乗馬苑の施設を使い、開催されました。し

かし、現在では厩舎には全て馬が入厩しており、乗馬苑では狭いということで、美浦トレーニング・センターを会場とすることは困難であるということと、宿舎等の確保が難しいことなどから、国体の誘致希望はしなかったということですね。

この馬術競技なのですが、現在、開催地が正式に決定していない唯一の競技となっています。ひたちなか市にある県立水戸農業高校の農場に仮施設をつくり、開催の方向で折衝中のようなのですが、既にひたちなか市は4競技を受け入れているので、折衝が難航しているようです。

元来、馬術競技は広大な土地を必要とし、競技場・施設設営は、仮設といえども多額の資金がかかります。当然この費用は税金で賄われることとなり、水戸農業高校で開催される場合は仮設となり、巨額を投じて壊してしまうには、余りにも無駄が多過ぎます。しかし、この馬術競技場を県南地区に常設できれば、話は変わってきます。

現在、関東地区には国体と同等数収容できる馬術競技場がありません。馬術競技場を常設できれば、国体馬術競技を開催することはもちろんのことですが、跡地を民間馬術競技大会への貸し出しや強化合宿への貸し出し、各種イベント等に貸し出しを行うことにより、馬術関係者はもとより、多くの人員の動員が見込まれます。

平成15年のわかふじ静岡国体において、静岡県御殿場市に馬術競技場が設営され、国体終了後5年間で収益が上がらない場合は取り壊す予定で、プレハブ式の管理棟や厩舎が設営されました。しかし、日本馬術連盟主催の協議会はもとより、公認競技会を数多く開催し、11年たった今でも東日本最大の競技場として運営しており、ある経済学者の試算によると、馬術競技場があることによって昨年の御殿場市に対する経済効果は10億円あったといわれております。美浦村ではそこまでの経済効果はないにしても、集客があれば何かしらの経済効果はあると思います。

美浦村も、圏央道ができたことにより、東京都心より車で1時間以内で来られる場所となりました。村を活性化させる起爆剤がいま一つなく、寂しい限りであります。美浦トレーニング・センター内に限定せず、美浦村で独自に馬術競技の開催地として誘致するお考えはないでしょうか。村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 2回目のご質問にお答えいたします。

馬術競技会場は、大きな面積が必要となっております。約10ヘクタールから7ヘクタールが必要といわれております。

施設基準としましては、障害馬術競技場1面、障害馬術練習場2面、馬場馬術競技場1面、馬場馬術練習場2面、厩舎227馬房、隔離厩舎2馬房、ホースマネージャー宿舎47名収容、観客席等が必要になります。県内には、施設基準を満たす馬術競技施設が現状ではないため、国体開催に合わせて整備する馬術競技施設は仮設となります。

県が示しております市町村競技施設整備費補助金対象事業に既存施設の改修、改築また

は増築が事業の対象となり、補助率2分の1以内で補助限度額は1施設当たり1億円となっております。

次に、施設基準を満たす既存の競技施設がないため、国体開催に合わせて競技に係る競技施設の仮設は補助率10分の10以内で、補助限度額は知事が必要と認める額となります。また、市町村が行う競技施設整備事業のうち、補助対象外経費として、土地取得費及び造成にかかる費用、備品購入費、外構・進入路・駐車場、その他これに類するものの整備費等が補助対象外の経費となっております。

議員の質問にありました茨城国体の馬術競技会場地の選定状況についてでございますが、茨城県準備委員会事務局の説明によりますと、ひたちなか市にあります県立水戸農業高校の敷地内を馬術競技会場とする方向で、茨城県馬術連盟と協議を進めているとのこと。また、国体終了後も施設が馬術の使用ができ、子どもたちの教育の場として残したいとの意向があると伺っております。

次に、議員ご質問の国体の馬術競技場として建設し、大会終了後も跡地を民間馬術競技大会への貸し出しや強化合宿への貸し出し、各種イベント等の貸し出しを行うことにより、馬術関係者や多くの人員が見込め、経済効果があり、美浦村独自に馬術競技の開催地として誘致するお考えはないかのご質問です。

誘致に関する検討事項について申し上げます。現在の美浦村は、平成元年6月に稲敷東部都市計画区域に指定されまして、平成6年3月には市街化区域と市街化調整区域を定める区域区分を決定し、無秩序な市街化を防止してきました。都市計画区域の市街化調整区域内で国体規模の馬術競技場として、障害馬術競技場等厩舎等の建築を行うためには、都市計画法の法律では、都市計画上の開発許可が必要となります。開発面積が10ヘクタールと広大なことから、開発許可をえることが大変難しいものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

11時10分に再開をいたします。よろしく願いをいたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 先ほどのご答弁、ありがとうございます。

まず、土地の買い付けが自治体負担ということということでかなり費用負担がかかるということなんですけれど、これを10年単位の借り上げではいかなるもののでしょうか、という提案と、それと、あとは附帯設備に膨大な費用がかかるということなんですけれど、これも管理棟、厩舎、倉庫などの建築物を本建築とするならば、膨大な費用がかかるが、プレ

ハブ建築やテントなどを使えば、比較的安価で済ますことができ、厩舎はパネルを用いれば移動も可能となり、仮に長期間使わない厩舎があれば、開催以降の国体に貸し出しを行い、収益を上げることも可能である。大会期間中、リース代金とほぼ同等の額でできるのではないかと思います。開催後、即刻撤去ではなく、10年後に撤去を視野に入れた仮設施設とすれば、県からの補助を受けられるのではないかと思います。

仮に収益を上げられずに撤退する場合においても、土地は借り上げのため土地は返却、そして建築物はプレハブやテント、パネル厩舎であれば、売却が可能なため、負の遺産にはなりがたく、収益が上がるのであれば継続して使用すればよいと思われま

す。それと、水戸農業高校で調整中とありますが、水戸農業高校で開催される場合、教育の場として残すとあるが、農場の一時借り受けで残されるのは、およそ1割程度になり、残り9割は原状復帰になると思われま

す。現在馬術部の馬場で十分教育の場となり得る。水戸農業高校の農場で競技を行っているが、競技場としての機能を果たしておらず、県の選手権や国体予選であるために、仕方なく出場しているのが現状です。学校敷地内であるために規制も厳しく、お湯すら使えず、自動販売機や出店も出せず、不便のきわみであります。馬の場合は、走った後は、調教の後は、お湯で体を洗ってあげます。でも、そのお湯が使えなく、水で洗うようなことになります。それで、競技として使っている人たちは、とても不便を感じているそうです。国体開催後、水戸農業高校の一部施設を残しても、現状と変わらないのは明らかである。そこで税金を投じるのはどうかと思われま

す。美浦村で馬術競技場を設営できれば、国体の開催だけではなく、開催後も利用価値の高い関東随一の競技場になり、関係人員の来村が見込め、競技会開催前後に競技場整備をシルバー人材センターに依頼するなど、一時雇用を含め、村の活性化に寄与できると思われま

す。村長からの見解をお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員の乗馬の部分も含めた国体の競技場ということで、確かに美浦村では、国体のいろいろな競技には参加はしていなかった。隣町の阿見町はセーリングをするということで、ただ、セーリングについてもなかなかそういう施設が整っていないということで、武器学校とそれから技研のところには、そういう防衛省の持っている施設はそういう部分があるんですが、新たにつくらなくちゃならないということで、ちょっと今、明確にどこという部分は、阿見町でもできていないそうです。会場は一応決めたということがありますので。

ただ、馬術の美浦村ということで、昭和49年のときには、美浦トレーニング・センター開場前ということで、美浦村の施設の中でやりましたけれども、実質、先ほど教育次長のほうからも答弁がありましたけれども、なかなか、その面積と。それで、開発行為的な部分もありますから、その辺のところ、今、水戸農業高校の敷地を使ってという答弁をさせ

ていただきましたので、2019年の国体までの間、来年度中には正式決定をしないと、多分会場の設営は難しいだろうなど。馬房だけでも227馬房をつくる。それが仮設であれ何であれ、敷地については担当する自治体が用意をする。その上に設置する仮設なりそういう建物については、県のほうが全部持っていただけるということがありますので、今、7町歩から10町歩の美浦村の中で確保する部分というのは、美浦村の34.03平方キロメートルの面積の中でなかなか難しい部分があります。その辺ですね。

議員がおっしゃるのは、ことしの長崎国体で馬術で優勝した仙波さん、茨城県、まして美浦村から出て国体で優勝というのはすばらしいと思いますけれども、できればそういう方が今、関東のほうでは御殿場市が一番そういう施設としては利用されて、うまく運営されている。一回そういう施設を借りるのにも100万円ぐらいかかりますよというような話はチラッと聞いておりますから、そういう乗馬をする人の、どれぐらいの人口があって、どれぐらい収益として上がるのかというものが見えてこない、これは美浦村じゃないですよ、大きな、民間で、そういうものがやっていただけるようなところがあれば、美浦村よりももっと面積の、10町歩ぐらい平らな部分で持っているところもあるかなというふうには思いますけれども、美浦村の中では今の状態の中では、農地か山林を新たに開発しないといけない。農地をやるとすると、なかなか市街化の中に入れ込むのはなかなか難しいのかなというふうに思います。

そういう乗り越えなくてはならない課題が美浦村の中にはあるので、今、安中地区のところにも財務省が持っているといっても、約4町歩ぐらいしかないし、その辺を考えますと、なかなか10町歩、10ヘクタールというのは難しい部分があるなというところしか、まだ頭の中で思い浮かばないんですけれども、その辺、自治体が用意しなくちゃならない。乗り越える部分がここにあるということであれば競技はできるかもしれませんけれども、今の状態の中ではちょっと私から言える面積とすれば、財務省の持っている4町歩ぐらいしかないのかなというふうに思います。

ぜひ来年の上半期ぐらいまでには、26年度だから来年3月ぐらいまでには水戸農業高校のほうのところでのどのように、できるかできないかの判断もなされるんだろうと思います。その後に、そのような土地を持っているところが県と協議に入るのかなというふうに思いますけれども、これが3町歩4町歩ぐらいだったら、手を挙げてもできなくはないと思いますけれども、なかなか10ヘクタールを美浦村の中で考えるととなると、なかなか難しい部分が今の時点ではあるんだろうというふうに思います。

ぜひ議員のほうからも、そういう面積的な部分がクリアできるのであれば、手を挙げて、あとは整備は県のほうと、国体のためでありますからできるんだろうというふうに思いますけれども、今の時点で会場となる施設以前に、土地の目標が立たないというのが現状であります。ぜひその辺も含めて、議員のほうから美浦村の中、もしくは隣接するところでも、そういうところがあるとすれば、競技ができるかどうかは、各自治体の中で判断

していくしかないのかなというふうに思います。美浦村の中で今、私の思い浮かぶ中では、財務省の4ヘクタールぐらいが最高の場所かなというふうには思っています。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。ただいまの次長と村長の答弁をお聞きすると、国体の馬術競技場設営は、都市計画法上の開発許可や用地の部分でかなりハードルが高そうですが、いま一度検討していただき、もし、どうしても難しいということであるならば、美浦村といえば競走馬の里でありますので、馬に関するようなもので集客できるようなものを考えていただきたいということを提案し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了をいたします。

次に、飯田洋司君の一问一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 3番議員、飯田。通告書に従い、質問いたします。

ちょっとお時間をいただきたいなと思うんですけども、今回ちょっとタブレットオンリーで一般質問をしたい、ちょっと試みてみようかなと思っていますので、少々お待ちください。

ちょっとデータが出ませんので。

空き家対策について、第1回目の質問をします。

本村のホームページ上、空き家バンクを開設して1年以上たちます。なおかつ当初の予定よりも、想定内かもしれませんが、相当な反響で契約・賃貸という形になっております。当然、全国的にも問題となっている空き家対策ですけれども、当村において、空き家にならない対策、また、空き家になった場合、速やかに空き家バンクのほうに登録できるような対策、対応をどういうふうに考えているのかお伺いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員質問の空き家対策についてお答えを申し上げます。

ただいま飯田議員がおっしゃいましたとおり、空き家バンク事業につきましては、ご好評をいただいております。これまでに空き家バンクへの登録は30件ございました。そのうち10件が契約まで至っております。そのうち売買での契約件数が4件、賃貸での契約件数が6件となっております。窓口・電話等での問い合わせ件数もですね、開始直後に比べ、徐々に増加傾向にあるといったところでございます。

議員ご質問の「空き家にならないような対策は」とのことですが、全国的に見ましても少子高齢化が進み、人口減少社会が現実のものとなりつつある中、総住宅数が総世帯数を上回らして、空き家の増加が続いているといった現状となっております。

平成25年、住宅・土地統計調査の数字から見ても、全国で総住宅数は6,063万戸と、5年前に比べまして305万戸、5.3%増加しているのに対しまして、空き家数は820万戸と、

5年前に比べまして63万戸、8.3%増加しており、空き家率は13.5%と過去最高の数字となっております。

同じく茨城県の数字を見ましても、総住宅数が126万戸に対し、空き家数は18万戸となっております。空き家率は14.5%となっております。県内の他市町村におきましても、この空き家問題につきましては、人口減少問題と同様に頭を悩ませているところではないかと考えられるわけでございます。

空き家になるということは、本村美浦村から他市町村に移住する、またはですね、後継者が不在となるというケースがほとんどになるかと思っておりますが、第6次総合計画策定に際しまして、平成24年8月から9月にかけて実施をいたしました「まちづくり村民アンケート」の中で、美浦村から移りたい人の最大の理由といたしまして、「交通が不便である」と回答している方が約45%と突出しており、その対策として、第6次総合計画基本計画の「第4章 ともに支え合う村づくり」の中で、公共交通の充実について推進するとしております。

また、今後ますます進展すると思われる高齢化社会に対応するため、また、通学する学生等に対しての公共交通の充実に加え、健康・医療対策の充実や福祉政策の充実や学校教育の充実、また雇用の場の提供なども、空き家をふやさないための重要施策として考えられるわけでございます。

現在進めている大谷地区計画におきましては、中心市街地の形成も一つの目標として掲げておりまして、この中心市街地を起点といたしまして、公共交通網を形成し、生活の利便性を向上させることも、空き家にさせないための重要な施策として捉え、推進してまいりたいと考えてございます。

また、空き家になった場合、空き家バンク物件へ速やかに登録できるような方策はできないかとのことでございますが、平成24年度に各地区区長さんと関係者を含めまして、村内一円、空き家の調査をしたところではございますが、再度、村内の空き家につきまして調査をし、以前からの空き家物件、新たに空き家になったであろう物件につきまして、空き家バンクへ登録できる物件があるか仕分けを行い、所有者に対しましてダイレクトメール等で連絡をとりながら、空き家バンクへの登録をしていただけるよう進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上が第1回目の答弁でございます。以上です。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

確かに以前に開催した一般会議でも、やはり地域の企業の方たちは、やはりインフラが整っていないので、なかなか難しいのではないかとということで、一応そういった形になったんですけども、なかなかインフラ、これは村だけの予算ではできませんので、長い時間をかけて10年20年という形でやってもらわないといけないのかなと思ひますし、今度の

地域活性化対策である近辺が多少なりとも中心になってくれば、今あるデマンドタクシーの中継地点というような、センターみたいな形での役割も今後見込めてくるのかなと思います。

次の質問ですけれども、定住促進、人口対策として、他市町村でもいろいろなアイデアを持ち込み、奨励金、また固定資産税の減免、新築物件の助成、中古物件のリフォーム、いろいろな形での定住化に関しては、特典を与えて、自分の村の住民になってほしいということで、意に反して多少過当競争になりつつあるのかなと思います。

そこで、当美浦村の職員もしくは外部の情報でも結構なんですけれども、そういう他市町村と補助金と奨励金、お金にまつわるものではなくて、ほかのサービスとしてですね、インパクトのある、そして、さすが美浦村だなというような形での対策ものがあればお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問で、庁内職員が企画、募集、または外部の意見なども取り上げて、そういう部分を他市町村でやっている分、そういう企画案、そういうものがないかどうかというようなご質問でございました。

現在村では、定住促進奨励金制度といたしまして、村に住宅を取得された方に対しまして、3年ないし5年の間、固定資産税相当額の奨励金を交付してございます。この奨励金につきましては、平成25年度の実績を見てみますと、33件の申請がございました。うち交付件数は31件、その中でも新築物件につきましては14件、中古物件につきましては17件となっておりまして、金額にいたしますと157万182円となっております。定住人口の増加につながっているものと考えられるといったところでございます。

新築・中古とも、購入に関してはこのように奨励金制度はあるのですが、賃貸物件に対しての奨励金はないといったものが現状です。

空き家バンクや民間の不動産会社賃貸物件へ他市町村から移住に限定いたしまして、他市町村でも奨励金などを出しているところもあるわけですが、賃貸につきましては購入と違いまして、当然その物件に定住する方も多ということも考えられるわけですが、短期的な就労のための賃貸ですとか何らかの理由による仮住まいとしての賃貸等も考えられるわけですが、そういうことから、定住にはつながらない可能性があると思われるわけですが、なかなか奨励金を検討する、また、そういうアイデアをいろいろ検討するというのはなかなか難しい状況でございます。

今後は、そういったように他市町村の事例を研究しつつ、その事例よりも有利、かつ無駄な奨励金、いわゆるばらまき奨励金とならないように工夫をいたしまして、同時に村のよさをPRできるような検討を進めてまいりたいといったところで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 今の岡田部長の答弁のとおり、賃貸物件に関しましては確かに定住、移住、どちらかという短期的に美浦村に仕事、または何かの関係で来て、半年、1年くらいでほかの地域に移るのかなという感じではありますけれども、当然、美浦村に来たときに住民登録をこちらのほうにします。

その住民登録から、そのときからでなくて、住民登録をして賃貸物件にお住まいで1年を過ぎたときに、きょうがたまたまAさんの定住して1年目のときにですね、定住賃貸物件でも多少は何%かは美浦村に住んでいただいて、消費もして経済に対して多少のお力添えもいただいたという形で、奨励金とはいきませんけれども、まあ1年という形であれば、そういう方に限定して、1年後こういったものの記念でもいいですし経済的なものでも結構ですけれども、そういった対策、対応というものが考えられるのかどうかをちょっとご質問したいなと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの議員のご質問のですね、賃貸に関して、1年等お住みになった方について、そういう何かその方々にしてあげられるものはないのかといったところで、今後いろいろ考えられることはあろうかと思えます。例えば、それが金額とか、賃貸物件に関して奨励金等で行うのか、また、そういう物産品でそちらにお返しするとか、そういうものも多々あろうかと思えますけれども、ただ、ほかでもやっぱり賃貸に関しての奨励金等でお支払いする場合につきましては、やはり何年以上お住みになったということで、そこら辺のところである程度限定をさせていただいているというのが現状になってございます。

そういうことから、その辺のきちんとした見きわめをさせていただいて、そういうものについても今後は当然必要になろうかなと考えてございますので、そういうことで検討はさせていただきたいと考えております。

ただ、無駄な投資とか、そういうものは極力、できればその見きわめによって省いていくといったことも考えられるわけでございますので、その辺のところを十分に検討させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 確かに1年過ぎて、物産品のような税金の、寄付金とか行為を起こしたものを、今回つくりましたけれども、そういうものを、レンコンでも米でも、美浦村の施設を無料で体験できる券とかそういった形のいろいろなサービスはありますけれども、確かにもらって、その次の日には隣町の阿見町へ行っちゃうとかということも当然考えられますので、管理のほうも確かに難しいのかなと思います。

今回の空き家対策、空き家バンクについて質問しましたけれども、国のほうでも今月、空家等対策の推進に関する特別措置法というものを成立させて、今、全国にある空き家に対して、特別空き家という形での設定をして、強制退去なり壊すなり、防犯上、衛生上、

環境上ちょっと問題のある空き家に対しては、強制的に排除できますよというような形の法律ですから、これが今から3カ月、半年後、各市町村で練り上げて、国の法律に沿ったものをつくってくるとは思います。今回の質問に関係ありませんけれども、やはりそういういろいろな法律も考えながら、今ある空き家バンクをもっと住民に、そして定住人口減の対策にもっと利用していただければうれしいなと思います。

続きまして、上水道の問題について質問いたします。

先ほども申しましたけれども、財政的に全国的に800以上の市町村が財政で消えるかなという形で新聞、マスコミ等で騒がれております。本村は大丈夫なのかなと。中島村長は腕がいいから大丈夫だと思いますけれども、今回ちょっと上水道改修という形で1,700万円ほどの改修工事が予算、補正で上がってまいりました。

現場へ行ってみますと、私どもではちょっと考えられないような漏水であるなど。原因はまだはっきりしていませんが、あれだけ環境のいいところで漏水をするというのはちょっと私もびっくりしましたけれども、もっと環境の悪い地下で、なおかつその近辺が水質汚濁で水の出るところであれば、当然もっと条件が悪いですから、1カ所1,700万円、これ5カ所だととんでもない金額になります。

当然、今ある上水道のインフラに関しての修理、そういったもの、これから使えるであろうという形の対策、対応をちょっとお伺いしたいなと思いますので、よろしく願います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員の上水道設備の更新に関するご質問にお答えいたします。まず最初にですね、本村水道事業の概要についてちょっと説明をさせていただきます。

本村の水道事業でございますが、日本中央競馬会美浦トレーニング・センターの開場に伴う生活用水及び業務用水の確保ということで、昭和51年4月1日より村営水道事業として発足をいたしました。

昭和53年4月1日より、美浦トレーニング・センター及び公共施設であります美浦村役場、美浦中学校、大谷小学校、美浦幼稚園、大谷保育所、美浦消防署へ、供給を開始をいたしました。続いて、昭和55年度には日本テキサス・インスツルメンツに供給するため、木原・浜地区を經由し、配水管を整備をいたしました。

昭和59年度からは、第1次拡張事業として、村内全域を給水区域とする配水管の整備を開始し、おおむね平成8年度に整備を完了し、現在の普及率は95.3%となっております。

次に、管路の整備状況について申し上げます。

送水管、これは浄水場から村の配水場までの管でございますが、昭和51年から昭和52年にかけて約11.2キロメートルを整備し、その後、受水先を大岩田浄水場から阿見町の追原浄水場に変更するため、約0.91キロメートルを布設いたしました。現在の送水管の延長は、

約5.44キロメートルということになっております。

次に配水管でございます。水道配水場から各家庭までの管でございますが、これにつきましては、平成25年度末で約134.33キロメートルという距離になっております。

次にですね、ただいま申し上げた本村の整備済みの管路の経過年数別の延長、これを申し上げたいと思います。送水管については、20年未満のものが約0.91キロメートル、16.8%、20年から29年までのものが約0.35キロメートルで6.4%、30年から39年まで経過したものが約4.18キロメートル、76.8%、40年以上経過した管についてはございません。このうち最も経過年数の長いものは昭和51年に布設されたもので、37年を経過しております。その延長は約4.1キロメートル、75.4%でございます。

次に配水管でございますが、20年未満のもの、これが約46.59キロメートルで、34.7%、20年から29年までのものが約73.06キロメートルで、54.4%、30年から39年までのものが約14.68キロメートル、10.9%、40年以上を経過したものはございません。このうち最も経過年数の長いものは昭和51年に布設されたもので、37年を経過をしております。その延長は約4.1キロメートルで、5.9%ということになっております。

次に水道施設の耐用年数なんですけれども、工種ごとに法定の耐用年数というものがございます。建物及び配水池、これは50年。それから電気機械設備は15年、管路については40年ということが法定の耐用年数となっております。

今申し上げたものはあくまで法定の耐用年数でありまして、水道事業を所管する厚生労働省健康局水道課が水道事業者等における更新実績を踏まえた実使用の年数、実際にこれぐらいは耐えられるであろうというような更新の基準の設定をしております。管路につきましては、60年が一応のその更新のための目標といいますか、60年ぐらいたったものについては順次更新をしていったほうがいいですよというようなことで、厚生労働省のほうでそういう一つの基準が示されております。

先に申し上げましたとおりですね、本村の管路で最も経過年数の長いものは、昭和51年に布設されたもので、37年を経過しております。管路の実使用年数の設定基準ですね、60年というものを考えました場合、更新までにはまだ若干の余裕の期間があるというようなことで認識をしております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 初めてのタブレットの質問で、多少質問の内容が前後しちゃったかなというところもあるんですけども、ちょっと調整をしまして、申しわけございません。

今、部長のほうから概要、4項目細かく説明していただきまして、本村で一番古いもので37年、あと23年くらいは使えるのかなと思います。当然、23年後には、37年の管を交換しなきゃならないのかなと。ただし、先ほども言ったように、環境のいいところであって

あれほどの漏水を起こすのが現状ですので、当然23年というのは、あくまでも実使用でもってくれたらいいなあというのは多分国の気持ちかなと思うんですよね。もちろん山間部のところと、美浦村みたく霞ヶ浦があって下の状況が違っていると、当然、市町村によっても漏水の程度は違うのかなと思います。

そこで、当村、余り下の状況がいいところではございません。設備を更新、またはその費用、工程、対策などをこれから23年後を見据えてどういった対策をするのか、タイムスケジュールなどをお伺いできればなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） それでは、飯田議員ご質問の更新のためのタイムスケジュール等も含めた更新の考え方でございますけれども、まず最初に、その全体の更新計画の考え方を説明させていただく前に、もう既に更新を実施している施設がございます。その状況をちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

まず建物なんですけれども、建物については、東日本大震災ということで大変大きな震災がございました。その後、配水場の管理棟の本管の耐震診断を平成24年度に実施いたしました。これについては結果的には問題がないということで結果が出ております。

それから、配水池ですね。貯蔵の池については、第1次拡張事業により整備した配水のための池がございます。これは配水場の管理棟の本管の前にあるんですけれども、容量が1,400トンのものが二つございます。これについても、耐震診断を行いまして問題がないという結論が出ております。

電気設備につきましては、平成22年から23年度の2年間で、配水場内の電気機械設備を全面更新をいたしました。

次に、ご質問の送水管及び配水管の更新を含めた今後の上水道施設の更新についての考え方は、これについて申し上げたいと思っております。

平成20年の7月に、水道事業を所管しております厚生労働省が策定した「水道ビジョン改訂版」というのがございます。これにおきまして重要な取り組み事項として、各自自治体はアセットマネジメント、資産管理ですね、この手法を導入し、水道事業を持続可能なものとするために中長期的な視点に立って、技術的な知見に基づいた施設整備更新事業の見通しについて検討し、着実な更新投資を行うことということが国のほうから示されております。

本村水道管においても、先に申し上げたとおり法定耐用年数の40年を迎えようとしている管もございます。こうしたことから、厚生労働省において示されたアセットマネジメント作成用の簡易支援ソフトというものがございまして、そのソフトを利用し、まずは概略的に中長期的な見通しを見きわめるための作業を現在進めております。

今後はですね、国の動向を踏まえまして、厚生労働省の提唱する水道事業におけるアセットマネジメントの手法を導入し、簡易のソフトではなく本格的なものを導入しまして、

中長期的な視点に立った技術的基盤に基づく計画的、効率的な水道施設の改築、更新や維持管理運営、更新のための積立金等の資金確保の方策を進めますとともに、改築・更新のために必要な負担について、需要者であります村民の方の理解を得るための情報提供等ですね、これにも努めまして、そうしたことを含めた具体的な検討をしていきたいと考えております。

飯田議員ご質問のですね、設備を更新する場合の費用、それから工期、それからタイムスケジュール、それから整備の手法ですね。これらの項目についても、ただいま申し上げましたそのアセットマネジメントという国で示されている手法がございますので、この手法に基づいて検討を進めていきたいということで考えております。

いずれにしても水道施設というものは、計画的に更新をしましてですね、この資産を健全な形で次世代につなげていくというのが今、我々に課せられている課題だということで認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 質疑の途中ではありますが、ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

午後1時より再開をいたします。よろしく申し上げます。

午前11時58分休憩

午後 1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ご飯を食べて、元気になって質問します。

先ほど部長のほうから答弁いただきました。大変延長距離も長い。そして、古いものと新しいもの間にも何十年という形で時間の差がありますのでね、これは交換するにしても更新するにしても補修するにしても、大変な仕事だと思います。先ほど言いましたように、アセットマネジメント、国のほうの指針が出ていますけれども、それに沿って今のうちからこつこつとやっていただきたいと。

なおかつ突発的な補修工事が出るとは思いますけれども、それに対しても別枠で考えていただき、今後、断水・漏水、漏水は耐久性の問題で出るでしょうけれども、なるべく断水しないように、計画に沿って実行していただきたいなと思います。

最後の質問になりますけれども、今回提出しました資料の中に、マルチコプターという資料がございます。余り見たことがない、限界ではドローンとかと言っていますけれども、ヘリコプターの羽根ですか、それが4枚、4軸、5軸、6軸、7軸、8軸というような形で、2年、3年前ですか、ある市で導入したときに、3.11以降、災害対策ということで導入しました。そのときが初期費用180万円ですかね、なおかつ素人では運用できない。

操縦できないというような形のものでした。

ただし最近、技術的に随分発達しまして、初期導入費用、これが20万円もかからないのかなど。180万円のもの比べると、多分カメラの精度もよくなっていますし、飛行精度も随分よくなっております。

そういったことで、災害だけじゃなくていろいろな形で運用できるというようなマルチコプターなんですけれども、そういったものを当村でも導入。そして、他市町村と広域的に使うことも可能ですのでね、そこら辺のところ、今後導入できるかどうかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員の質問にお答えを申し上げます。

本村では、以前よりラジコンヘリを利用した水田への農薬空中散布事業を委託をしております。皆様にとってもラジコンヘリは目にする機会も多くなってまいったことかと思えます。議員のおっしゃるとおり、いまやプロペラが多数搭載をされましたマルチコプターというものが低価格で販売されるようになりまして、操縦の安定性も高まってまいり、素人にも扱いやすい機種もふえてきたと聞いております。このマルチコプターを利用して災害状況の調査に用いたり、動画や写真の俯瞰撮影を楽しむ方や、これを業務に利用しようという法人などもあらわれているようでございます。

本村では、空撮を行う場合は、小型飛行機やヘリコプターをチャーターするなどして行っておりましたが、撮影には天候によりキャンセルをしなければならないといったこともございました。ところが、マルチコプターの出現によりまして、撮影チャンスを逃すことなく空撮が可能となり、また、低空での撮影ができるために多様なイメージを具現化できるということなど、メリットが多いため、今後各自治体でも導入が促進されることが予想をされます。

しかし、人込みのイベント会場や民家が密集するところ、高圧線や電線の近く、公道の近くなどは、飛ばすことが危険行為と見なされることもございまして、プライバシーの侵害という点からも注意を払わなければならないことがございます。

技術の進歩によりまして、安全性の高さと性能の安定化、そして、低価格化が進んでまいりましたので、検討してまいりたいと思いますが、導入に当たりましてはですね、まず利用目的というものをはっきりさせるため、各課との協議が必要になってくるのかなと考えております。そして、利用に当たりましては、これは本村の中でそれを飛ばすということよりも、ラジコン愛好家クラブ等との協定によりまして、協力を仰ぐべきなのかなといったことで考えてございます。以上が答弁となります。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） あんまりはっきりしない答えだったんですけども、もっといい答弁を期待していましたが、初期投資20万円で、運用費用、これは多分電気代もかかりま

せん。中に入っている電池ですか、その充電費用が多分、月に20円か30円かなと思うんですけども、それほどかかる機器ではございませんので、ぜひ前向きに検討して導入していただきたいなど。

それと、村内のあるラジコン愛好家との会長とも協議しました。こちらのほうから協力要請があれば、もちろん協定も結んでもいいということと、当然その協定の中の内容、こちらのほうで協議してもらおうと。全部の課で最終的には使えるとは思うんですけども、とりあえず災害、不法投棄、そういったもの、今、現状どうしても必要だなという課に対して、その課がメインで導入していただいて、その課の成果を見ながら、ほかの課がこっちでも使えるねという形で導入の輪を広めていければ、費用対効果、これは全く大きく望めるのかなと思いますので、そこら辺のところ、愛好家との協議など今後ちょっと進められるのかどうかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問でございますけれども、村内の愛好家との協議といったところで、それを業務として行っている方も村内にもいらっしゃるということで、空中散布事業で委託をされている方だとか、あと愛好家の方も村内でラジコン等の、一緒に飛ばしているといった方々もいらっしゃいますので、その方々と、全国的にどういう今状況になっているのかなといった部分を、ちょっとお話の中で協議をさせていただいてですね、そういう形で、そういうものが全国的に普及している、普及していくというようなことであれば、十分にそれをですね、導入するといったことも可能ではないかと思っておりますので、その辺の協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 質問ではないですけれども、今回、多用途ヘリコプター、マルチコプターですか、これを導入することによって、第1回目の空き家対策、空き家バンク、これもホームページに載せる写真も、動画を載せることもできますし、当然、上空から、低空からその物件をね、庭に至り、そして周り近所のセブンイレブンがあれば、セブンイレブンも上空100メートルからね、旋回すれば写せますし、当然その空き家のいい悪いも公表しますのでね、見ただけで行きたくないと、借りたくないという物件も中にはあるかもしれません。ただ、やはり情報提供という意味では、借りる方に、買ってもらう方に100%の情報を提供して契約まで行ってもらえたらなと思っておりますので、ぜひマルチコプターの導入を前向きに検討していただきたいと思っております。

これで質問を終わりにします。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了します。

次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 岡沢です。高校卒業までの医療費の無料化を求めるとの趣旨で質

問します。ここでいう高校生とは、高等学校に通っている生徒だけではなく、例えば競馬学校に通っている生徒なども含め、高校生相当という趣旨です。

本年10月から、県の小児マル福制度の対象年齢が拡充され、それまではゼロ歳から小学3年生までだったのが、外来はゼロ歳から小学6年生まで、入院はゼロ歳から中学3年生までとありました。そのことにより、子どもの医療費助成の部分で県から村への補助金が増額されます。言いかえれば、村のマル福・マル美の制度実施に係る歳入がふえることになり、実質、村の負担が今後軽減されると考えます。

歳入がふえることにより村の負担が軽減される分と、高校生までの医療費を無料化にするための新たな歳出額といった歳入歳出の増減の観点から、高校卒業までの医療費の無料化は可能かお聞きするわけですけれども、その前に本村の現行の子どもの医療費の助成制度の概要、外来窓口負担、入院費、食事費、助成の対象とならない医療行為に係る自己負担金などについてお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、子どもの医療費助成についての医療福祉制度マル福については、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障がい者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であります。

この制度は、茨城県と美浦村が共同で運営をしております、中学3年生までの子どもと妊産婦については、医療福祉制度マル福と所得制限によりマル福非該当となった方を対象とした村独自の医療福祉制度マル美の2本立てで医療費を助成している状況でございます。

続きまして、ご質問の本村での現行子どもの医療費助成についての概要をお答え申し上げます。

外来窓口負担につきましては、マル福制度は医療機関ごとに1日600円を月2回まで、3回目以降は自己負担なしとなっております。また、調剤費も自己負担なしとなっております。マル美では、保険証に記載の一部負担の割合の請求額で、その領収書により申請での償還払いとなっております。

入院費負担についてお答えいたします。マル福につきましては、医療機関ごとに1日300円を月3,000円までが限度となっております。マル美では、保険証に記載の一部負担の割合の請求額で、その領収書により申請での償還払いとなっております。

食事負担につきましては、マル福・マル美とも助成対象外となっております。

所得制限につきましては申し上げます。所得制限につきましては、マル福は1人扶養で431万円、2人扶養で461万円となり、扶養1人につき30万円が加算されます。マル美では、マル福非該当の方が対象のため、所得制限はありません。

助成の対象とならない自己負担金について申し上げます。マル福・マル美とも、保険適用外の料金、食事療養費及び生活療養費、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる学校でのけがなどでかかった医療費については、助成の対象外となっております。

以上が、本村現行の子どもの医療費の助成概要となっております。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 次に、本年10月からの県の子どもの医療費助成拡充に伴う県からの補助金の増額による村のマル福・マル美にかかる負担の実質的な軽減額の試算を、平成25年度実績との比較でお答えください。

実際に、小児マル福・マル美実施に要した平成25年度の経費と、仮に県の小児マル福の対象年齢が拡大された場合を想定しての平成25年度の村負担を試算した額を比較すれば、県の小児マル福拡大によって村の負担がどれだけ軽減となるのか、おおよその検討材料になると考えられます。あくまでも平成25年度の実績に基づくものですから、今後の村の負担額を想定していく上では、誤差が生じるものと考えられます。

ですが、小中学生の児童生徒の推移という点では、平成25年度と平成27年度とではそれほど大きな差はないと考えます。直近のデータに基づく試算を行うことで、一つの検討材料になるものです。実際の小中学生の今後の医療費の動向はある程度変動するかもしれませんが、試算に当たっては、ある部分で固定位置を採用しなければなりません。そういった観点から、直近の平成25年度のデータに基づく試算による数字をおききします。よろしく願いします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

茨城県の小児マル福制度の対象年齢拡大につきましては、本年10月からということで、対象であります小学4年生から中学3年生からの申請で、約90%が小児マル福に移行するかマル美のままなのか、全体判定ができていない状況にあります。また、10月分からの対象者の医療費の動向もわかりません。このようなことから、岡沢議員がご質問されました平成25年度の実績をもとに試算をしております。

小児マル福への移行分といたしまして、年間約560万円、こちらが負担増となります。また、県からの補助分といたしまして年間約280万円、先ほど申し上げました560万円の2分の1の額となります。マル美の減額分といたしまして年間350万円となります。

負担増減分といたしまして、先ほど申し上げました小児マル福への移行分約560万円、負担減額分として県からの補助分約280万円とマル美の減額分約350万円の計650万円と試算をいたしまして、その差が減額分で約70万円となります。よって、年間約70万円の軽減と試算をいたしました。

参考に申し上げますと、県内各市町村でのマル福単独事業の内容は、それぞれの市町村

の事情によって異なっております。したがって、今回の対象年齢拡大について、市町村負担分の増減額も異なっております。確実に言えることは、県のマル福制度に該当する方の医療費の2分の1は、県補助金の対象となり、その分が市町村負担軽減につながるものをご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） さらに新たに高校卒業までの医療費の無料化を行うとすれば、その部分でどのくらいの負担増になるのか。平成25年度の高校生の医療費実績との比較で教えてください。

高校生の生徒数については、ことしは約99%の進学率でした。今後もその傾向には大きな変化はないという前提でお聞きします。所得制限などその他の条件は、現行のマル福・マル美と同じとします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ご質問にお答えを申し上げます。

高校生年代の医療費につきましては、社会保険加入者のレセプトデータがないため、国民健康保険加入者の15歳から18歳までのレセプトデータをもとに、社会保険の同年代に按分をし、試算をしております。高校生年代、健康保険適用分医療費を全額助成した場合について申し上げます。

外来で約380万円、入院で約70万円、調剤費で約100万円、合計550万円になります。今申し上げましたとおり、高校生年代までの医療費の無料化を実施した場合、約550万円の村負担になると試算をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） これまでの答弁をお聞きしますと、小児マル福・マル美に係る村の軽減額は、25年度試算で70万円、高校卒業までの医療費の無料化を実施するための新たな歳出額は、試算によると年間550万円ということですが、単純に計算しますと、480万円を新たに村が負担することで、平成27年度から高校卒業までの医療費の無料化が実現できると考えられます。

これらの数字は、あくまでも平成25年度実績を参考にした試算による数字ですから、将来の予測を的確に捉えるものとは断定することはできませんが、一つの目安となるものです。高校生となれば、通学バス代など、より多くの経費がかかるものです。子育て世代の経済的な負担軽減の支援策と人口減少対策、さらに定住化促進といった観点から、高校卒業までの医療費の無料化を行うことを求めますが、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

子育ての一環として、高校生卒業までの医療費無料化につきましては、村の財政負担もごございますので、今後関係各課と検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） さらに、村長の考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の高校生までの医療費無料という部分で、今、県内では大子町・つくばみらい市・古河市の3市町が、高校生まで、18歳までですね。高校生というよりは18歳まで、無料に取り組んでおります。

負担的には今、部長からありましたように、550万円という数字が出されておりますけれども、ある程度、体ができてきている18歳までになると、医療費は小さい、小学3年生以下よりは、大分少なくなっているのかなというふうには思いますけれども、その辺、医療費の部分で充実することによって子育ての部分ね、今議員のほうからも、高校生になると学校の通学からいろいろな部分でお金がかかるという部分になりますので、その辺の人口の減少を、いかに子育て世代に反映して自治体として暮らしやすいという部分をつくり上げるのにも、この3市町はそういう意味で提案をしているのかなというふうには思います。

およその試算で550万円というふうに出ましたけれども、これについては、先進的にやっている三つの市町の成果も含めましてですね、また近隣、県南の部分もやっているところは今のところないので、その辺も踏まえて、何でも取り入れて、人口の奪い合いということになりかねないような施策はちょっとあれなので、多分こういうものが県内の中で約半数、44市町村中ある程度出てくれば、県のほうも18歳まで無料というような方向に変わっていくのだろうというふうに思います。まずは、県全体として、また国としてもですね、そういう子育ての環境の部分で厚生労働省も入っていただくと、より子育てしやすい日本の環境になっていくのだろうというふうに思います。ぜひその辺は議員おっしゃるような提言の中で、県南でいち早く美浦村がやってアピールするという部分もよろしいかもしれませんけれども、その辺のところはまずこの先進的にやっている3市町の部分でね、導入したその1年後の成果を、ことしからだと思うんですけれども、まず確認をさせていただいて、導入を将来的に予算計上もしながら、できるかどうかをまず判断材料として、先進で導入しているところを調査をさせていただきたいというふうに思います。

その結果、いろいろなところの医療費の削減にもつながってくるということであれば、導入はすれば子育てのしやすい自治体として、美浦村がこの後やるということになれば、多分4番目の自治体になるということにはなるのだろうと思いますけれども、その辺も含めまして、これも調査をさせていただいて、ぜひ検討の中に入れさせていただきたいと思っております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 確かに高校生までの医療費を無料化するとなれば、新たな歳出というものが生じます。予算上の問題も検討されなければならないことかと思われま

す。また、同じ中学生までの医療、外来・入院の無料化と一言に申しましても、自治体ごとによって、例えば自己負担金の肩がわり、これは本人が一度自己負担したものを村が肩がわりして実質的に自己負担がなくなるというものですが、これを実施している自治体もあれば、ない自治体もあります。

また、食事費についても補助している、助成している自治体もあれば、そうではないところもあります。また、外来のみ・小学生までとしているところもあれば、本村のように、外来・入院とも中学生まで助成対象としているところもありますから、近隣の状況といっ

ても、そこまでいろいろ調査されなければならないことだとは考えております。また、村長が近隣の動向を見てとおっしゃいましたが、県内では、村長おっしゃいましたように古河市とつくばみらい市と大子町ということでしたが、11月に開かれた稲敷市の定例会の場で、高校生までの医療費の無料化、外来・入院含めてということが決まったと聞いております。

また、今、12月に開催された、あるいは開催されている定例会の中でも、同じような要望が出されている機会もあろうかと思えます。さらに、ことしから実施した、あるいは本年度途中から実施した自治体もありますので、そういった状況を参考にすれば、来年度当たりには実質的な判断材料となる数字上のデータもそろってくるのではないかと考えています。

私は、予算を伴うものですから、やはりその判断材料となる試算ということをお願いしました。ですから、550万円というのは確定した数字でもなければ、将来の予想を的確に反映しているものではありません。しかし、何らかの試算がなければ、要望するに当たってはその根拠を示すわけで、そういった試算をお願いしたわけです。いずれにしても、高校卒業までの医療費の無料化、これは県内の動向を、どこがやっているから、どれだけの自治体がやっているから、美浦村もやらなければならないというそういう趣旨で村長が答弁されたのではなくて、できるものなら美浦村も先んじてという趣旨のことが含まれていたと私は考えています。

先ほども申しましたけれども、高校生ともなれば、医療費そのものはさほど大きくはかからないかもしれませんが、高校卒業までのいろいろな諸経費、または大学進学ということを考えますと、やはり子育て家庭の負担というものは大きなものだろうと考えております。そういった観点でも、ぜひ前向きに判断していただきたいということを述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了をいたします。

次に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 1番議員の塚本でございます。通告書に従いましたの前に、まず、大谷地区の11.8ヘクタールと役場周辺地43.7ヘクタールのこの二つの二地区計画案が示されました。去る11月には、地権者等村民説明会が実施されました。住民サイドの関心度、また行政サイドの今後の見通しも含めまして、数点、質問してまいりたいと思います。

通告書に従って質問に入る前に、計画案の概要ですね。それと、この11月の説明会、このタイミングでの説明会の趣旨、地区計画案について我々議会側にも、全員協議会で過去6回ほど報告を受けておりますが、それぞれの部分部分の内容に関しては協力は惜しみませんというようなことで、実際、私個人としてもそうですし、同僚議員の方々もそうだと思うんですが、私はそう認識しているところであります。

今後の計画の進捗を見きわめることで、現在、県なども含め、この計画が全てに関し万事でないことは理解しておるということを申し上げておくとして、3点ほどひとつお聞かせいただければと思います。

それでは早速。この計画案の概要が一つ、このタイミングによる説明会、最後の三つ目が地区計画推進協議会のメンバー、それと、その会議の回数について教えてください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 塚本議員ご質問の地区計画に関するご質問についてお答えをいたします。

1点目、地区計画案の概要についてということでございますけれども、これにつきましては、先に実施をいたしました住民説明会の資料を配付させていただいております。地区計画につきましては、これまでも議会の全員協議会において説明をさせていただいております。資料に基づきまして、再度内容の説明ということになりますとかなりの時間を要してまいりますので、この場では特にその地区計画の必要性、その目的を申し上げまして、地区計画の内容につきましては資料のほうを参照していただくということで省略をさせていただきたいと思います。

地区計画の必要性、目的でございますけれども、本年の6月に新聞等で報道されましたので、議員の皆様もまだご記憶に残っているかと思います。日本創成会議が、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年後、人口の減少により全国の自治体の半数が自治体の運営が厳しくなり、将来消滅する可能性があるというような地方の崩壊を危惧するような非常にショッキングな予測が出されました。これは、午前中の飯田議員の質問の中でも飯田議員が触れておりましたけれども、非常に地方の自治体にとってはショッキングな内容となっております。

そうした中でですね、本村の人口の推移を見てみますと、平成16年、これが美浦村の人口のピークでございます、1万8,578人と。平成16年がそういう数字になっております。そして、本年の12月1日現在の人口ですけれども、1万6,682人ということで、平成16年をピークといたしまして減少の一途をたどっていると。年間、約190人のペースで毎年毎

年人口が減少しているというのが今の美浦村の状況でございます。

特に近年におきましては、他市町村への流出傾向が顕著になっております。今後人口流出の増加も懸念されることから、美浦村もですね、今の状況を放置したままにしておきますと、この日本創成会議が予測したように、将来的には消滅することも考えられるというような状態であるということが言えると思います。

こうしたことからですね、村民の他市町村への流出を防ぎ、美浦村に長く住み続けていただき、既存集落の維持と活性化を図り、地域の振興を推進していくというのが、今、村がやらなければいけない施策の一つということが言えると思います。大谷周辺地区及び役場周辺地区地区計画は、こうした美浦村の置かれている状況の改善を目的とする施策の一つとして、実施をするものだとすることを最初に申し上げておきたいと思います。

次に、説明会のタイミングということでございますけれども、特に何かの理由があってこの時期に説明会を行ったということではございません。県との事前協議を進めてきましたが、この協議が思ったより時間がかかりました。協議が整って、必要な周知の期間、説明会を開催するに当たっての周知の期間をとって開催をした。それがたまたま11月の中旬からの説明会になったということでございます。

3点目のご質問でございます。

地区推進協議会のメンバー、そして会議の回数ということでございますけれども、委員のメンバー構成につきましては、資料のほうを配付しております。こちらをごらんいただきたいと思います。商工会を初めとして村の各種団体、議会の代表、地区の区長さん、それから有識者の皆様等で構成をされております。

会議につきましては、これまで準備会を含めまして、都合6回ほど開催いたしております。計画案の策定作業、県との事前協議の結果等を受けて、節目節目で会議を開催し、進捗状況、計画案の内容を説明し、協議をいただいているところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。資料のほうも実際に全員協議会のほうで私たちに配られたものなのですが、それ以外にも幾つか添付いただきまして、事細かに会議の回数ですとかその日付、これは住民の方々に限らず、説明会に限らず、県のほうとのこれまでの協議の日付から事細かに頂戴したものに入っております。まことにありがとうございます。

平成16年以降、10年間で約1,900人の村の人口が減少しているというようなこと。そういったことの人口減、また流出等も鑑みての施策であるということが1点、今お示しいただきました。

そして、茨城県との事前協議においてですね、協議が整って、必要な周知の期間も含め、そういったところをとった結果、この11月の住民説明会であったというふうに受け取りま

した。そして、地区協議会のメンバーの方々との会議ですね。準備会を含めて、去年の8月2日以降でしょうか、6回ほど開催をされているという説明も今受けたところでございます。

まず、我々議会に対しては、全員協議会で再三、先ほども申し上げましたけれども、平成25年の6月11日以降、6回ほど推進の進捗状況ということで説明を受けております。地区の推進協議会のメンバーが23人あるというのは、今、資料にも示してありますのでこれはいいとしまして、平成16年の3月に策定された第5次総合計画による時点での平成25年の人口目標、美浦村の去年ですね、平成25年ですから、実はこれは2万人だったんですね。もうこれはちょうど10年前のことです。

それで、直近の第6次美浦村総合計画におきましては、結局これはこの間の、私どもももらいましたけれども、平成26年から平成35年まで、ことしから10年後ですね。今現在26年の12月において、1万6,682人という村の人口ですね。先ほど本年12月1日現在の人口ということで部長から説明を受けましたけれども、これが先ほどのように、年190人も村民の人口が減少または流出が続きますと、平成35年には1万5,000人を割るという計算です。これはちょっと笑い事ではないんですが。

実際に、この第6次美浦村総合計画においては、今回1万8,000人を将来の目標にするというふうに下方修正にはなっていますね。第5次総合計画のときよりも1万8,000人を目標にしましょうよと。これは何としてもこの地区計画を迅速に進めてほしいということを目指すという意味で、通告書の部分のその後の部分ではないところでちょっとやってしまったところは申しわけないんですが、即座に頂戴したのでよかったんですけれども。それはありがとうございました。

そしたら、こちらに戻りまして、この実際にこの二つの地区計画案についての説明会の上で、先月11月中に行われました地権者の方々、また、この区域のですね、大谷地区、役場周辺地区ということで、一般村民の方への説明につきまして、それぞれの説明会ですね、実際には何人ぐらいの出席があったのでしょうか。

それと、2番目としましてですね、出席された方からの希望や注文的な質問はあったでしょうか。

そして、三つ目として、出席された方からの今後危惧されているとかそういった質問ですね、その辺はありましたでしょうか。ひとつお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 地区計画案の説明会の開催状況についてお答えをいたします。

説明会のほうですけれども、都合4日間開催をいたしました。11月14日金曜日の夕方6時半から、それと16日のお昼の1時半から。これは、土地所有者の方やそれから建物の所有者の方を対象とした説明会を開催しました。それから11月19日の水曜日夕方6時半から

と22日土曜日のお昼の1時半から、これは一般の方を対象として説明会を開催しました。

地権者と区域内外及び一般住民と分けないでですね、説明会を開催するという自治体も多いわけですが、土地利用に関して規制が大きく変わるといふこともありまして、丁寧に説明をしたいということで、本村ではこのように開催をしたところです。

なお、説明会を開催するに当たりまして、地権者や土地所有者全員の方に個別郵送にて、説明会の開催の周知を図りました。また、大谷行政区、信太行政区、宮地行政区、受領行政区など、区域の中ですね、あと区域周辺の住民の方に対しましては、回覧を配付、それと「広報みほ」の11月号、それと村のホームページ、これで説明会の開催の周知を行いました。

さて、ご質問の1点目ですけれども、出席の状況でございます。4日間の合計が68名でございました。このうち地権者の方が48名、一般の方が20名となっております。なお、出席されませんでした地権者の皆様には、説明会のときに配布しました資料と同じものを後日郵送をいたしております。

質問の2点目でございます。出席された方から、希望や注文的な質問はありませんでしたかということでございますけれども、具体的に質問のあった内容をちょっと申し上げてみたいと思います。地区計画内の固定資産税について、農地転用について、地目による制限について県などの関係機関との協議、同意の見通しについて、村が誘致する企業はあるのか、村に進出したい企業はあるのか。それと、国道125号線バイパスの開通時期について、国道125号線の工法について、交差点は立体になるのか平面なのか、地区計画内の村道の整備について、地区計画内の面的整備・区画整理などの計画があるのかどうか、開発行為の手続について、住宅地について他市町村からの住民の受け入れを対象としているのかどうか、役場周辺地区の下水道整備についてというような質問がございました。

このようにですね、土地利用を図る上での質問が多くなっておりまして、全体的な印象としましては、地区計画については、おおむね好意的にご理解をいただけたというように理解をしております。

また、地区計画によるまちづくりにつきましては、参加された皆様からもそういう期待感があるような意見の中から印象を受けて、説明会を終わっております。

3点目でございます。出席された方からの、その地区計画に対する危惧ですね、心配するような意見はありませんでしたかということでございますけれども、地区計画の説明会におきましては、先ほど最初に私が申し上げました村がおかれている状況でありますとか、地区計画の目的ですね、村のおかれた状況の中で、なぜ今この地区計画なんだというようなことを主に説明をさせていただきました。もちろん内容のほうも説明をさせていただいたんですが、そういうことで説明をいたしました。

結果ですね、地区計画そのものに対する異論でありますとか危惧するようなご意見は寄せられませんでした。ただしですね、説明会終了後にですね、個別に相談をされた方がお

りまして、その中では、自然が豊かな環境が好きで自分はここに住んでいるんだと、その環境は守っていただきたいと。あるいは、道路が拡張されることによって通行量が多くなって交通事故等が心配だというような個別の意見はそのときいただいております。

以上で2回目の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。

今の住民説明会の中で、全体的にはこの三つの質問内容に関しては、全体的としてはおおむね好意的であったということで、執行部サイドでの取り方というか、まだ計画も本当に入口の段階であろうというふうに、県との事前協議のほうもようやく整ってこれからという形で進んでいくようですので、それでいいと思うんですが、実際に事細かに丁寧にやっておられるようなんですが、例えば、最初の部分です、説明会で4日間で合計68名様のお出席があって地権者の方が48名様、一般の方が20名様。要するにこの地権者の方48名様ですね。で、来るであろうかなということで資料等々を送っておられると思うんですが、実際に都合で当日来られなかった方に、郵送で送りましたということなんですが、まだ、もっとも1カ月たったかたないかですよ。11月の14日と16日、この界限です。郵送で送って、もうこの後は、例えば何度かそちらに出向いて足を運んでおられると思うんですけど、説明を終わって、とりあえずそれで、「こういう説明しました」ということで終わっちゃうんですかね。どうでしょう。

地権者の方への当日来れなかった方に対して。多分、例の郵便局から入っていった方面の方だと思うんですけど。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 説明会に出席をされなかった方への説明なんですけれども、一つはですね、今答弁の中で申し上げたように、地権者、それと建物等の所有者の方には説明会で使った同じもの同じ資料を送っております。

それと、特に郵便局の裏にお住まいの方で、ちょうどエリアの中になってしまう方のことだと思うんですけども、塚本議員のご質問。そのエリアの方も何名かは出席をいただきました。ただ、全員の方が出席をいただいております。もちろん出席していただいた方にはですね、よく説明をしました。それで残って、先ほどの道路のこととか心配されている方がいましたので、その方には丁寧に説明をしたということでございます。

それから、その郵便局の裏にお住まいの方に対しては、地区計画ですね、計画に入る前にですね、土地の協力もいただかなければいけない方もいましたので、あの地区の方には基本的に村として地区計画、将来こういうことを考えているんだけど、そのときは協力していただけますかというような基本的な説明は、説明会の前の段階で、戸別に訪問しまして説明をいたしております。

その結果としては、総論的な話で具体的な話はまだそのときできなかったんですけど

も、総論としては、理解をしました、わかりましたというようなことで、あそこにお住まいの方についても理解をしていただいているというふうに思っております。当然具体的な、この後、事業計画もありますので、その際にはお住まいの方に丁寧に説明をしてご理解をいただくということで事業のほうを進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。お示しいただいている資料のほうからかなり綿密にですね、誠意をもって対応されているようですので、その辺はお任せするとしまして、この計画自体がですね、先ほど人口減少云々ということも申し上げましたけれども、非常に期待している計画であるということは私ももう十分承知しておりますので、今後、県との交渉等も今も続いているということですので、年明けにいい返事が県から来るといいなというふうに私も思っています。応援したいと思っておりますので、ひとつその地域の住民の方の、例えば道路の交通往来等などが、道路が広くなるとちょっと心配だとかあるようですので、万全を期して、これから先、決まってくれば整備等でも絡んでくることですので、対応していただければよろしいかなと思います。

まず、住民の方々の関心度のほうに関しては、これで終わりたいと思います。

その後の続いてなんですが、今後この計画をしておる執行部サイドとしての今後の見通しですね。資料で全員協議会のほうでも工程表的なものはお示しいただいているのである程度私もわかっておるわけなんですが、ちょっと若干、そこをもうちょい突っ込ませていただいて、行政サイドでの今後の見通しとしまして、並行して国道125号線バイパスのですね、整備も必ずかわってくることだと認識しております。その辺の状況と申しましようか考えると、この計画案がですね、仮に万が一、暗礁に乗り上げるような場合はあるのかなと、その辺も含めてお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 今後ですね、行政サイドの見通しということ、特に、国道125号線バイパスの点でございますけれども、村内を横断する国道125号線バイパスでございますけれども、これと美浦トレーニング・センターの進入路ですね、村道102号線になりますけれども、この接合部まで、これについては平成28年度までの開通ということで、県のほうにもお願いをしまして、今、事業を行っていただいているということでございます。

国道125号線バイパスなんですが、広域幹線道路ということでございますので、地域の住民の期待も大きくですね、行政としましてもバイパスを生かしたまちづくりを推進することは不可欠であるというようなことで考えております。村の総合計画や都市計画マスタープランにおいても重要施策として位置づけておりまして、地区計画においてもバイパスの延伸効果と地域特性や地理的特性を生かし、利便性の高まる土地利用を誘導することに

よって、この国道125号線バイパスの周辺の土地利用を推進しまして地域の活性化を図っていききたいというようなことで考えているところでございます。

それと2点目で、計画案が暗礁に乗り上げることがあるのかどうかということでございますけれども、地区計画案は、都市計画法に基づく制度でございますので、現在、同法の規定に基づく手続に既に入っております。今回、説明会を開催したんですけれども、これもその手続の中の一つでございますして、12月中には、原案の縦覧と意見書の提出という手続を行う予定でおります。さらに2月にはですね、縦覧の期間を再度設けまして、意見書の提出をいただくという手続が入ってまいります。その後ですね、3月には村の都市計画審議会のほうに諮りまして、都市計画決定と。来年平成27年の4月には都市計画の決定まで持っていききたいということで考えております。

そういうことでも、都市計画、地区計画の決定についてはですね、法定の手続に入っておりますので、意見書でありますとか、あと住民の方から大きな反対運動が起こるといようなことがない限りですね、地区計画の決定自体は来年の4月に何としても決定をしたいということでございます。

地区計画のエリアの中の個別の事業の話になりますと、地権者の方もおられますし、あと民間の事業者の方の計画もでございます。国道125号線バイパスの開通が予定どおり開通するかということもでございます。さまざまな条件がありますので、個別の事業が予定どおりにいくかということは、これは先が見えない部分もありますけれども、地区計画案の都市計画決定自体は、来年の4月には行いたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。ちょっと奇抜過ぎるかもしれませんが、今、来年の4月にはこの地区計画としての都市計画のほうは設定するというような方向ということなんですが、一番みんなが気にしている内容は、多分国道125号線バイパスとの並行した計画であろうということで、もうつくっちゃいました。その後、国道125号線バイパスが28年度中には通しましょうというようなことで今、もうお墨つきが入っているのかどうかちょっとわからないんですけれども、実際にはこの第5次総合計画のころから、国道125号線バイパス、国道125号線バイパス、いつ開通するんだとやっていたと思うんですよね。

でも、今までのいろいろなお話の中では、28年度中ということで竜ヶ崎工事事務所のほうでも、というような話は何度か私ども説明を受けておりますので、何としてもそれはいつてほしいなということで、この資料の中でも、県のほうにはかなり頻繁に結構行っているようですから、私たち議員のほうでもなるべくもうバックアップをしながらですね、この計画を何とか成功に持っていききたいということですね。

あとは、先ほどの話も出ましたが、結局、試しの算出の試算ですね試算、これは、いや

違います。仮に試算がかなりかかり過ぎるので、例えば住民サイドのほうから、先ほどもおっしゃっていたと思うんですけども、仮にノーが出ちゃったとか、ちょっと私らはそういうのをやはり、周りに浸透、周知徹底して、もう美浦村もこういう人口の、人口減・流出状態なので、何としてもこれは議員一丸となってももちろん進めたいことなんだということで宣伝はするとして、その辺は村長はどんなふうに考えておりますか。

そういった予算が幾らとかじゃなくて、もう進めるんだよということで、それをちょっとお聞かせいただければと思うんですけども。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 地区計画のほうで個別にいろいろな事業が具体的に起こってきたときに、その予算。余りにもその大きな仮にですけれども、余り大きな予算が出てきたときに、村民の方々の理解が得られないときにはどうするんですかということかと思うんですけども、これも村の施策の優先順位の問題だと思うんですけども、当然ながら村の財政状況は今、大変厳しいものがあります。そうした中で、どうした施策を選んで村として実施をしていくんだということになってくるかと思います。

その点についてはですね、最初に申し上げたように、今、村の置かれている状況でありますとか、地区計画の目的、これを丁寧に説明をしていってご理解をいただくというほかにないと思います。そういうことをやってもなかなか理解をいただけないというときに、「暗礁に乗り上げた」ということになるのかなというふうに思っております。

まずは、そういう必要性、そういうことを丁寧に住民の皆さんに説明をしていくということ、これに尽きるかと思います。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。

今までいろいろ、もろもろ説明もありましたけれども、何としても結局、再三、先ほども申し上げますように、人口減・人口流出、そういうのを何としてもとめたいというような気持ちでのものですので、要は、村民が集えるような場所、また、そこに誘致を考える施設ですとか、民間企業は別にこっちに置いておくとして、行政サイドしてですね、考えられる施設等もちろんあるわけですよね。子育て支援センターだとか何かいろいろあると思うんですね、何か人が集える場所という意味合いで。

人々、美浦村の住民、村民に限らず、その内外から活性化されまして、特に外からの人がそこを完全に素通りしちゃうような地点では、ちょっとやはりいけないのだろうなと思います。何かしらそこに、これまでも何度も説明を受けています、物産館なりいろいろな意味でですね、人が集えるようなそういった仕掛けを今後、皆さんの頭脳を結集して、私たちも「これはどうなんですか」、「こういうのはどうでしょうか」というのはもちろん申し上げていくとしても、何としてもこの計画を成功させてもらいたいと。

あと、何としてもバイパスを、28年度中に何としても大谷の美浦トレーニング・センタ

一入口までアクセスしてほしいということで、最後に何か村長、一言あればお願いできればと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、塚本議員の地区計画、不安的な部分も大分言っていたんですけども、いろいろな計画はたくさんあるんですけども、やっぱり職員がこれをやれと言われたときに、順序立てて計画どおりに物事を進めることができるかできないか。

これは、トップが「やれ」と言っても、その早さは人によって、個別にみんな違うんですね。なぜこんなに早くできたか。県のほうも、ちょっと美浦村の進みが早過ぎるというのは、先ほど示した中に、どれだけ県と打ち合わせを進めてきたか。いやというほど県のほうに行っております。そういう意味で、ある程度の条件があった中を、「美浦村の中では、県の示す条件ではなかなかこの地区計画は地域の活性化にならないんですよ」という部分も踏まえて、説明をして、特にその部分を数字的なものを少し変えさせていただいたという部分で、この物事が進んでおります。

ですから、今、部長が言ったように、地域の住民には乱暴にはやらないで、ずっと丁寧な説明をした、順序立てを踏んで今になってきたという部分があります。ですから、当然そこに事業をしようとする民間の事業所とも詰めてございます。その辺もありますので、ほぼ、今、地権者の方からは「反対です」というような意見は、役場のほうには上がってきておりませんので、その辺を、できれば私は26年度中にいただきましたかったんですが、県のほうは、スパン的に4月という部分になってしまうということで、先ほど議員がおっしゃったように、国道125号線バイパスはどうなんですかという話もありましたから、国道125号線バイパスはもう30年以上、国道125号線バイパスの計画はあったんですよ。でも、まだそこに届かないという部分があります。

これは稲敷市のほうに延びていくんですけども、当然議員も、阿見町のほうは4車線を少しずつ予算が余った部分はもうそこに張りつけてきております。美浦村の部分につきましてはちょっと、竜ヶ崎工事事務所と調整をしながらやっているんですが、ここで言っているのかな、なかなか動きが悪いんです、実際。県を批判するわけじゃないんだけど、動きが悪い。

ですから、これは28年度中という部分が担保されない可能性を今のうちに危機感を持って、村としては対応するためにいろいろな部分でお願いは、しに行っているんですが、竜ヶ崎工事事務所の用地課のほうがなかなか動きが悪いので、美浦村は美浦村地内に持っている地権者なので、ただ美浦村の中に住んでいなくて県外にいる方はできるだけ応援して、村が応援をして用地交渉のほうの同意を得られるような協力をして、できるだけ28年度には開通に持っていきたいという意気込みも示してあります。

その辺も踏まえて、これは幾ら「やれ」と言っても地権者がいることなので、すぐさま

美浦村に住んでいない人のところまではなかなか難しい部分があります。その辺も踏まえ、部長のほうは動くべく、竜ヶ崎工事事務所のほうとは協議を重ねておりますので、これはもう強制執行というわけにはいきませんから、その辺はやっぱり代がかわろうと、地権者の方の同意を得て進めるしかないということで、ほとんど国の場合は二桁ですけれども、三桁になれば、県が所管するので、県のほうの道路の整備がおくれているのも、そういうような共有地の部分は一番頭の痛いところでいますから、これは県にだけ任せておかないで、村もお手伝いをしながら、共有地の了解を少しずつ埋めていきたい。

そうすれば、地区計画の部分は県とやっておる部分は日程的には、先ほど部長から言いましたように、4月にはOKが出ますので、その計画どおりにいくのには、どうしてもそのバイパスの開通、これはもう村と県だけではなかなかできない部分があるので、県だけでもなかなか進まない。村も一緒になって、議員がおっしゃるような不安がないような開発ができるように進めてまいりたいと思いますので、ぜひ議員の皆さんにも、また塚本議員にも、情報がありましたら、うちの親戚ですよというのであれば、塚本議員にお願いしたり、いろいろやりたいなというふうには思っておりますので、その辺の情報を、個人情報の部分でできないものもありますけれども、村内の中で知り合いがいたとすれば、また議員のほうからもお力添えをいただいて、この開通に向けて、また地区計画のオープンに向けていきたいと思っておりますので、議員のほうもよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。

最後になりますけれど、地区計画のほうは来年のそういった4月ごろにというふうな、ある程度落とすところが決まっているようですね、日付としては。やっぱり国道125号線バイパスとは、この地区計画のその後につくっていくいろいろな施設でも何でも、やっぱり並行するでしょうから、国道125号線バイパスが先に通った後につくるというようなあんばいになってくるであろうとやっぱり考えますので、その辺は私も、みんな同僚議員も、だと思っておりますけれど、協力できるところは最大限バックアップしていきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

質疑の途中でありますので、ここで暫時休憩いたします。

2時40分に再開をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午後2時25分休憩

午後2時40分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沼崎光芳君の一问一答方式での一般質問を許します。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 沼崎です。私、今定例会最後ということで、皆さんお疲れだと思いますので、6人目ですから、1分でも早く終わるように。私も質問は気をつけて質問をいたしますので、執行部のほうも明快なご答弁をよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問をしたいと思います。

まず1点目の都市計画についてを質問したいと思います。

先ほど来、同僚議員のほうから一般質問出ておりますが、役場周辺地区と大谷地区の地区計画ということで、そちらのほうも順調に進んでいて、来年の4月には計画の決定を見るであろうということで、大変喜ばしいことだと思います。私のほうとしましては、現在、美浦村と、稲敷市の今、新庁舎建設地区ですかね、そこを結ぶ連絡道路の建設がスタートをいたしました。そこは美浦村でも市街化区域となっております信太南原地区なんですけれども、そこは平成6年3月、線引きが行われているところでございます。先ほど来ありますように、乱開発の防止と、無秩序な市街化の防止ということで行っていると思われれます。

南原地区におきましては、第2種低層住居地域に指定をされておまして、村内でも数少ない平坦な、誰でも住宅建築が可能な、優良な地域となっております。しかし、現在まで新規の住宅着工は伸び悩んでいるのが現状だと思います。また、既存の住宅においても空き家がふえている。また、危険な状態の空き家も相当ふえているということでございます。さらなる地域住人の減少が予想をされております。

先ほど申しましたように、美浦村の信太地区と稲敷市の新庁舎建設地区、そして消防署も今、建設中でありまして、消防署のほうは、来年の3月には美浦村の消防署も引っ越しをするという流れになっていると。稲敷市の新庁舎も、2年後の5月には供用を開始するという流れになっているところでございます。この美浦村の連絡道路も、2年後の3月には開通を予定をしているということでございます。

このことによって南原地区においては、信太地区ばかりでなく美浦村にとって大きな転機となることは間違いないと私は考えております。この連絡道路の完成を見据えて、この地域の定住化促進、また地域の活性化、そしてまた公共交通、住民の足という意味で、新たなルートの構想を検討していくべきだと私は考えますので、村として、今後どのようなお考えであるのか、まず1点目をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 沼崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

沼崎議員のご質問、美浦・稲敷連絡道路完成を見据え、村として今後どのように南原地区のまちづくりを進めるのか、ということでございます。村の考え方を申し上げたいと思っております。

美浦・稲敷連絡道路でございますけれども、平成28年3月の完成を目指し、現在整備を

進めているところでございます。議員の皆様ご案内のとおりですね、この道路の稲敷市側については、稲敷市の新庁舎、そして稲敷広域の新消防署、いなほ消防署が新設をされます。

新庁舎周辺は、稲敷市でも市街化調整区域となっております。新庁舎の建設にあわせてですね、稲敷市においても、地区計画を実施して土地利用の緩和をするということで進めているようでございます。しかしながら、限られた区域、面積であるようでございます。

一方、美浦村側なんですけれども、美浦村の南原地区、約16ヘクタールありますけれども、これは市街化区域ということになっております。沼崎議員ご指摘のとおりですね、稲敷地区の土地利用が進んだ場合ですね、あそこが連絡道路で結ばれた場合には、当然、美浦村側、南原地区は土地利用の需要というのは高まってくるということが予想されているわけでございます。

ただ、南原地区の現状を見てみますと、市街化区域として区域区分をしているわけなんですけれども、思ったほど土地利用のほうが進んでいないと。まだ空き地になっている部分が多いというのが、南原地区の現状でございます。今般の美浦・稲敷連絡道路の整備、そして、稲敷市側での新庁舎の建設、新消防署の建設、こうした開発の波及効果を利用してですね、南原地区のまちづくりにつなげていくということは重要な課題であるというように捉えております。

そのための対策として、1点目はですね、まちづくりの基本となりますインフラの整備、これが重要だと考えます。公共下水道については、現在、土屋地区、丸宮木材さんから南原方面に向けて順次、本管の整備を進めております。本年度末には、美浦ゴルフガーデン手前まで本管工事の発注を予定しております。今後は、平成27年度に南原地区全域の詳細な設計を行いまして、平成28年度には管渠の布設工事を行う予定としております。

また、上水道なんですけれども、上水道については既に整備済みということになっております。

また、都市ガスについてもですね、美浦村で唯一あの地区、都市ガスが整備をされておりました。住民の方の希望があれば、区域の約8割は都市ガスを引ける区域ということになっております。

また、道路の整備なんですけれども、道路につきましては、美浦・稲敷連絡道路、この完成によりまして、現在はですね、区域内を通過している車が多いわけですが、連絡道路の完成がされれば、今までの車の流れがちょっと変わってくるのではないかと考えております。今まで区域の中を縦断していたような車の流れが、連絡道路から外周の道路のほうに車の流れが変わってくるんじゃないかということで考えております。

そうしたことで、この連絡道路の開通後にですね、車の流れ等の状況を見まして、南原地区の道路計画、都市計画道路の決定をしているところもあるわけなんですけれども、その決定済みの都市計画道路も含めまして、南原地区の道路の整備計画というものを再検討

したいということで考えております。

また、2点目として、インフラの整備と合わせて公共交通の充実ですね。沼崎議員のご指摘のとおり、その公共交通の充実というものも大事になってくると思います。現在JRバスが美浦トレーニング・センターまで来ておりまして、美浦トレーニング・センターどまり、あるいは美浦トレーニング・センターのほうから稲敷市のほうに向かうというようなルートになっております。

このバスをですね、南原を経由して、稲敷市の新庁舎を経由して江戸崎のほうに通してもらえないかというようなことで、バス路線の拡張といいますか路線の変更ですね、これは稲敷市として、この点については稲敷市としてもメリットがあると思います。新庁舎への公共交通というものが必要になってきますから、稲敷市とこの点については連携ができるものと思っております。稲敷市と連携を図りながら、南原地区を経由して稲敷市の現在の駅のほうに通じるバス路線を新たに通すことができないかというようなことも、稲敷市と一緒にJRバスのほうに働きかけをしていきたいというように考えております。

いずれにしても、議員ご指摘のようにですね、今般の美浦・稲敷連絡道路の完成を南原地区のまちづくりの大きなチャンスと捉えまして、以上申し上げましたインフラの整備でありますとか公共交通の充実ですね、そういうものやっけていくことによって、南原地区の土地利用の促進を図りまして地域の活性化につなげていくということで、南原地区のまちづくりを進めていきたいというようなことで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。大卒の説明をいただきました。

インフラの整備ということで、その点については皆さん、重要性というのは十分わかっていることと思います。

都市ガスは入っているんですけども、下水道がまだ未整備ということで、早急に下水道のほうは整備をしていかなければ、やはり幾ら市街化区域、優良な場所といっても、浄化槽を入れるんですよということでは、50万円とか60万円とかというお金がかかってしまいますので、なかなか敬遠されがちになると思います。

そういった点で28年度には、管渠布設工事を行う予定ということなんですけれども、その前に、やはり住民というのは、子どもの成長に合わせてとか、高齢者の方がいる家庭では、病院に行く足がないということで、新しい家を検討している中で、美浦トレーニング・センターの厩舎の方々もそうで、借家の方々もそうだと思うんですけども、建てかえによって新しいところを今検討している方も、本当は美浦村に住みたいんですけども、なかなか交通の便が悪いということで、ひたち野うしくや荒川本郷といったところに行かれているという状況がありますので、そういった人たちを引きとめるために、やはり環境の整備というのはいち早くやっていただきたいなというのが思いであります。

その中で、先ほど言ったように、それでもやはりあそこに土地を求めたいという人がいて、浄化槽で先にやるんですけれども、そのときにやはり今の補助制度では、結局下水道が来たときに、また、「26万円の加入金を払って加入してくださいよ」と言われたときに、「とてもそれだけのお金というのは出せないよ」ということで、つながない人が今までの下水道事業をやってきた中ではそれが現実なのかな。安中の農集もしかり、そうですし、今まで公共下水道をやってきた中でも、浄化槽を入れちゃったところは、「つながないよ」と言う人がほとんどなのではないかなと。

だから、そういう意味で新たな、浄化槽のほうで補助的なものが考えられないかどうか、その点をもう一度聞きたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 公共下水道の接続促進のために新たな補助金の制度が考えられないかというご質問でございますけれども、まず現行の制度についてご説明をしたいと思います。

現行の制度としましては、公共下水道の供用が開始になってから3年間に限りまして、工事費の一部補助金として浄化槽から公共下水道に切りかえた場合、4万円、それからくみ取りから公共下水道に切りかえた場合、7万円の補助金が出る制度がございます。これは、国が2分の1、県と村がそれぞれ4分の1を負担をするという制度になっております。

村では、この公共下水道が供用開始になった場合ですね、その供給エリアですね、そのご家庭にですね、戸別に訪問をします。また、その制度を説明した文書等も配布をいたしまして、なるべく公共下水道につないでくださいというような接続の促進、そういうものを図ってきております。なかなか、そうしたことをやっておりますけれども、接続が進まないというのも一方では現実にはあるわけでございます。

そうした中で、新たな補助金の制度ということでございますけれども、これについては、既に整備をしてきたほかの地域、整備済みの区域との公平性の問題もあるかと思っております。南原地区の市街化区域という地域の特性もあるかと思っておりますけれども、そうした既存の、既に下水道を引いた方、そうした方に対する公平性の問題もありますから、慎重に検討をしなければいけない問題だと考えます。村の財政状況も厳しい中で、新たな補助制度ということも、これもあわせて考えなければいけないのかなということでございます。

いずれにしましても、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。なかなかお金を出すというのは、財政的にもありますので、ぜひともその辺は十分検討していただければなと思います。

道路の整備についてなんですけれども、先ほど部長のほうから説明がありましたとおり、既に南原地区においては、都市計画道路の線が引いてありまして、その線というのはまだ細いままの状態なんですけれども、外周道路があるということで先ほど、そちらへ迂回す

るんじゃないかという話であったんですけども、今、旧小松寿司さんからゴルフガーデンのほうへ抜ける道、あそこはちょっと大きな車がすれ違うのがやつのところで、両側に水路があるんですけども、そこへある程度片輪を乗せなければすれ違えないときもあります。

朝晩の交通量というのは相当なものがある。まして、美浦村のみならず稲敷市小角のセブンイレブンのほうから細い道をショートカットして、真ん中の道路を突き抜けてゴルフガーデンのほうを抜けて、土屋のほうの通りに、さらには阿見町の飯倉を通過して、アウトレットのほうを通過して荒川沖のほうへ行くという方が多いようです。

工業団地に働きに行っている方もいると思うんですけども、そういった面で、今のような状態ですと大変危険な状態だということで、その都市計画道路、両側にも家が建っているのではなかなか難しいかもしれませんが、今の既存の道路をやはり区画線を引くとか、道路にゼブラみたいなものを引くとか、いろいろなやり方でそういう危険なものを回避できるのではないのかなと思いますので、その辺、部長のほうからもう一度、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 南原地区内の道路の整備でございますけれども、一つは先ほど申し上げましたように、美浦・稲敷連絡道路、これが完成することによって、車の流れがどんなふうになるのかというのを一つ見きわめたいと思います。

ただ、現状としてあの地区内を車が通過する。通過交通が旧小松寿司さんのところの道路の前、あそこ、大変狭い道路をかなりのスピードを上げて車が往来をしているという現状も一方ではあります。

そうしたことで、まずはですね、全体としては、連絡道路の完成を待って、全体のあそここの中の道路計画を再検討をさせていただくということなんですけれども、その前の段階でできることとして、今、沼崎議員ご指摘のように、区画線を引くでありますとか、ゼブラにするでありますとか、あるいは今いろいろな道路の路面標示のやり方がありますから、注意を喚起するような路面標示をしてスピードを抑えるとか、そういうことはこれは検討していかなければならないと考えます。

いずれにしても、予算のかかることでございまして、先ほど申し上げましたように、インフラの整備としては、まず公共下水道のほうを優先して、28年度までにあそこの地区は完成をさせたいということが、村としての優先順位の1番ということで考えております。

ご指摘の道路の安全性、この確保についてはですね、状況をよく確認をさせていただいて、効果のあるような対策、これがとっていければなということ今考えております。よく実情を見まして対応をしていきたいと考えます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。ぜひそのような形で検討していただい

て、最小限でできるようなものをお願いして、今、土屋のあの通り沿い、用地交渉が終わって、同僚議員の家のところもかかって、皆さんセットバックして進めていますけれども、やはりそういう途中経過の中でも、やはり事故とかそういうのは起こっておりますので、そうなる前に状況を日ごろから見ていただいて対策をとっていただければと思います。

次に、先ほど公共交通の話なんですけれども、今美浦トレーニング・センターの正門の前でとまっているJRバスを、今度は新しい連絡道路が通れば、稲敷市庁舎の前を通過するという形で説明いただきました。当然それは、何としてもやっていただきたいものの一つだと思います。

また、圏央道が来年、大栄インターまで開通をするということになりますと、美浦村としても美浦村が一番南側ですけれども、美浦村とすれば、阿見東インターから乗る人もいれば、今度は成田に用がある人は稲敷インターから乗るということで、また美浦村としても、美浦村は通っていませんけれども、利便性はかなり上がるのではないかなというふうな気がします。

その中で、今までは高速バスが東京まであって、それが利用者が少ないということで廃止になりましたけれども、今後稲敷市のほうで、またインターができて、アクセス道路ができてという話になってくると、そういったまた高速バスとか新しいラインとかそういうものが見えてくるはずなので、その辺もやはり道路が通ってからでは対応ができませんので、そういった面も考慮に入れながら公共交通会議というものを早目に行っていただいて、乗りおくれのないようによろしくをお願いをしたいと思います。

南原地区については以上で終わりにしたいと思います。

次に、村政運営について質問したいと思います。

中島村長も、あと数カ月で2期8年過ぎようとしています。中島村長は、この政治の世界に入ってきたのは、私と同じ議員になって、1期と9カ月ですか、一緒にやらせていただきました。それから村長になられて2期8年が過ぎようとしています。その中でいろいろと村政運営を行ってきたわけでありましてけれども、これまで行ってきた村政運営について、村長なりにどのように総括をし、今後どのようにそれを生かしていくのか。また、ここに書いてありますとおり、来年4月には村長選も控えておりますので、来期出馬する意向があるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、沼崎議員のほうからですね、2期8年というふうな話を、それをどのように、自分の評価を自分ですするというのはちょっとあれなんですけれども、それは村民がどのように判断するかだと思うんですね。

これも、沼崎議員と平成11年に同じ議員に立候補してやってきたので、ほぼ流れは、議会の中で一番理解しているのは、沼崎議員が一番わかっているのかなというふうに思いま

す。議員で約8年はやりませんでしたけれどもね。2期の間で随分一緒に前村長のところにいろいろな要望も出させていただいたり。

その後、19年に私とすれば、美浦村をどのように表に出させていくかということを考えてながらやってきましたけれども、当時のキャッチフレーズは、多分「いいなあ美浦」というような感じで、最初立ち上げてきたのかなというふうに思います。今どこの自治体も流れが早くて、なかなか決定を遅くしていたのではよその自治体に置いていかれてしまうという部分があるかと思います。

ちょうど2011年の2期目のときに、東日本大震災がありました。そういう大きな災害があって、どこの自治体も耐震化率なんていうのは、当時頭にもなかった。でも、議会の皆さんの了解を得ながら、もう今では美浦村は、学校の耐震化は100%ということで、結構県南が多いんですけれども、龍ヶ崎市、守谷市、潮来市、五霞町、利根町。それで美浦村が6市町村が学校の関係の耐震は100%ですよというのは、記事にも載っておりますけれども、なかなか計画的には何年もかからないとできないという部分がありますけれども、やっぱりこういう子どもたちの学ぶ場というのは、保護者も、また議会の皆さんも優先的にご協力をいただける、また国のほうもそういう助成も含めて対応ができたので、早目の耐震が完成したのかなというふうに思います。

それに乗じてというわけではございませんけれども、いろいろな附帯設備もですね、美浦村は整備をしてきました。おかげで今、保育所から幼稚園、小学校、中学校まで、冷暖房も完備をしているという、教育現場だけですね、よそに負けないものが美浦村の中にはでき上がってきているのかなというふうに思います。

そういう中で、先ほどの地区計画の中では、塚本議員ですか、美浦村の住民の生活しやすい環境ということになると、なかなか美浦村ではちょっと不便さがある。それは公共交通もしかりなんですけれども、日常の生活になかなか地域によっては、生活する、消費するようなものが近くで購入できないという部分があります。

そういうことも踏まえて、先ほど経済建設部長のほうがお話ししましたけれども、28年には国道125号線バイパスの開通を見ながら、そういう商業地域を整備していこう。これもこの2年の中の部分では、町の活性化、そういう部分ではあったけれども、大まかな部分でしか説明できなくて、今回のような場所を選定して、地区計画の中に入れて込んで議会にも説明をしながら、また地域の方にも説明をしてきたという部分については、意外と担当課の担当部長が頭でやっておりますけれども、動きが早い段階でできたのかなあというふうには思っております。これが完成したわけではないので、これを推し進める。

先ほど南原地区のことも沼崎議員から出ましたけれども、これは稲敷インターから新たな稲敷市役所のところを通って美浦村に入る、これは一番圏央道から近い場所に、美浦村の中ではなるのかなというふうに思います。それにはインフラの整備は欠かせないのですが、これは本当は稲敷市の市役所ができる、連絡道路ができる、そのときに下水道も完成

すれば、本来であれば一番いい地域のまちづくりになるんだろうというふうに思いますが、何せ来年の4月には道路をつくる予定ではいたのですが、どうしてもあの場所が軟弱地盤ということで、土地の、あそこの土の改良をしなくちゃいかんということで、1年おくれてしまうということもありました。

消防署も稲敷市のほうにつくることになりましたけれども、なぜ連絡道路をつくるか。これは今、美浦トレーニング・センターの入口に美浦村の出張所がありますけれども、ここから火災が起きて、救急車を呼んでも、10分以内で美浦村をカバーできるという部分で、そこにありましたけれども、今、統合消防署が稲敷市市役所のわきに今度移転して工事をやっていますけれども、これを小角のほうを通ってくると、ちょっと10分では行かないという地域が出てきてしまいます。

そういうことから連絡道路をつくらうということで、稲敷市に働きかけて、この道路はできるようになったわけなんですけれども、おかげで稲敷市の協力も得て合意ができ、連絡道路ということになったわけで、多分この道路は、将来見たらば、美浦村としては一番使いやすい道路になってくるんだろうというふうに思います。

特にJRAの馬運車が通るにしても、将来圏央道が4車線というふうになれば、稲敷インターから入って圏央道を通るという部分が通常の輸送ルートになっていくんだろうなというふうには思います。ぜひ、そういう意味では、地権者の方にご協力をいただいて、この工事が進められていることに関しては、地権者の方には本当に感謝を申し上げたいなというふうに思います。

そういう部分で、まだまだ美浦村の行政としての課題はたくさんあります。今も当然、沼崎議員ご存じなように、週末ファーマーも一応、今の健康農園をまず考えてからやろうよということで、中止ではないんですが、そちらを考えてから週末ファーマーの部分はやろうということと、それから学校給食に関しても、今、協議会の中でほぼ大詰めになってきておりますけれども、まだ完成はされていない。いろいろな立地条件の場所もありますし、なかなか全てよしという地域でのものではないというのが、まだ協議がもう少し必要な部分もあるのかな。

参加された学校側、そしてそれを保護者の方の、一番子どもが安全で安心して登下校できるものが一番であって、そういう学校給食センターのウエット型からドライにかえる、これも必要なんですが、それ以前に、子どもの安全・安心をというのが先に来ているという部分だと思います。これも慎重に考えて、まずは子どもの登下校の安全・安心という部分を最重点に考えて決定をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、議会の議員の皆さんの協力も得て、ことしの6月からタブレットを議会の中に持ち込むというのは、茨城県でまだこの自治体もやっておりません。これができたのも、議会の皆さんの協力があって、今の時点では紙ベースを同じようにやっておりますけれども、よその自治体に、またよその議会に発信するとすれば、小さな村だからできないんじ

やなくてですね、小さいからこそできるという部分も、こういう美浦村からも発信できるというふうに私は思っております。

これには執行部が、またそこだけの考えではこれはできないんですね。議会の皆さんによく説明をして、そして協力をいただいて、村の事業は進められるということでもありますので、一方的にこちらで決めたという部分ではありませんけれども、でも、いろいろな思いを持って皆さんにお話をして、一つ一つ課題を解決していかないと、住みよい村づくりはできないというふうに思います。

もともと、昭和30年に三つの地区が一緒になって美浦村が立ち上がったわけでありますので、途中、いろいろな稲敷市との合併とか、阿見町の合併とか、いろいろなものを乗り越えて今ここに美浦村があるわけなので。

課題は少子化の部分も確かにあります。でも、いろいろと考えれば、住みよい部分をどうやってアピールして、美浦村に住めば、こういう面でいいですよとか、それはもういろいろな助成をするから来てくださいということじゃなくて、住んでみて初めて美浦村がいいなというふうな捉え方をさせていただくことが、これは執行部だけじゃなくて議会の皆さんも望んでいることだろうというふうに思います。そういう意味で、まだまだこれでいいという行政には終わりがありません。

そういう意味で、後継がいるならしゃべれとかそういう話が出るときがありますけれど、まだ自分の中ではもう少し議会、住民からの信任を得られれば、終わっていない事業の部分も完成をさせていきたいというふうに考えております。

そういう意味でももう少し将来を見据えてという部分よりも、住民の目線で捉えられる事業を的確にやっていくということが、余り絵に描いた餅を掲げても達成できないのでは意味がないので、まずは住民の身近に望めるものを的確に遂行していくようなことを進めていければというふうに思っております。

そういうことも踏まえて、8年にはなりませんけれども、来年4月には8年になりますけれども、そのときにどこまで終わっているかといっても、そういう残る課題もまだ確かにあります。ぜひ議員の皆さんのいろいろなものを、課題を、クリアしながら、これは住民のための行政として私だけじゃなくて、議会の皆さんもそれは一緒だと思います。ぜひ、足りない部分は助言をし、もし何かあれば、提言をいただいて、ともに村づくりができれば、住民から見て、議会と執行部が常に反発するような力を持つようになっては、住民は、いい村づくりをしているなというふうに評価はいただけないのかな。なれ合いではなく、いい提案を出しながら、いい議論をしながら、いい方向に進むべきだろうというふうに思っております。

余りかっこいいことは言いませんけれども、そういう意味で先ほども言いましたように、住民の信任を得られれば、この後もぜひやっていきたいという自分の意志はあります。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。

都市計画のほうで、連絡道路の件で村長に話してもらえばよかったんですけど、それも踏まえて、今お話をいただきましてありがとうございます。

重点地域として、大谷と役場地域の地区計画もやっていますけれども、それと並行して進めていっていただければと思います。

また、今のご答弁の中で、るるいろいろとお話をいただきまして、最後はもう一度挑戦するというふうに私のほうは受け取りましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、話にはなかったですけども、メガソーラー事業ということで、約6億5,000万円かけて、今建設中であります。それもあと来年には完成して、売電も始まります。これも村としてはビッグプロジェクトでありまして、1年2年で結果が出るものではなくて、10年20年という計画で行っていくものでありますので、まだ始まったばかりでございますので、その辺の、私たち議会もそうですけれども、村長も決断をして始めたわけですから、始まって、じゃ、次、やりませんよというわけには、当然見届けていただいてという形にはなろうかと思ひます。

また、先ほどありましたとおり、これから美浦村もあったとおり、今までは国のほうで、地方は地方でということになって、地域間競争ということでやってきたんですけども、今後はやはり、それも当然なんですけれども地域間連携ということで、先ほどの話にもなっちゃうんですけども、稲敷市さんとは連絡道路でつながりますし、いろいろな面で今後は稲敷市だけではないんですけども、他地域と、他自治体との連携というのは大変重要になってくるんじゃないかなと思ひます。その中で公共施設の共同利用とかそういうものも踏まえ、いろいろな面で他自治体と協力していかなければ美浦村も生き残っていけないというふうに思ひますので、ぜひともその辺について村長のほうからも一言、ちょっと考えを聞かせてください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 地域間連携というのは多分これは抜いては考えられないというふうに思ひます。以前、新潟市に合併をされましたけれども、横越地区というのは、横越町ですか、あそこは美浦村と姉妹を結んでいたんですが、何せ新潟市に合併されて、今は83万人もいるような政令市と1万7,000人弱の美浦村が姉妹は結べませんので、地区として、今は江南区というふうな中に横越はありますけれども、地区としての交流は今でも続けておりますので、そういう中から実際いろいろな地区と交流を始めたのも、茨城県の中では災害協定を結んだ茨城町さんと、そして福島のア達郡の大玉村というところと3町村で災害協定を結ばせていただきました。

それから地域間交流という部分でも、大洗町さんと結ばせていただいて、美浦村の「産業文化フェスティバル」のときには、当然大洗町さんも来る、茨城町さんも来る、大玉村さんも来る、そして新潟の横越さんも来て応援をしていただく。また、こちらも「いばら

きまつり」のときにも行くし、大玉村のときにも今度は行くようにして、大洗町の「あんこう祭」には毎年人が多くなってきておりまして、ことしは10万人以上出たのかな。そういう意味でも、北関東自動車道が一番多いんですけども、なぜかそこから外れて美浦村だけが交流を結ばせていただいております。

いろいろな自治体のいろいろなイベント、いろいろな考え方を、これは表向きだけじゃなくてですね、中に入って一緒に交流ができることが、それぞれの小さな自治体であっても、同じようなものをつくらなくても独特な自分の地域のもものと合わせて、コラボしながら住民に還元できれば、それは一つの地域おこし、まちおこしにつながっていくだろうなというふうに思います。

ちょっと話はずれるかもしれませんが、太陽光の、先ほど議員からもありましたけれども、これも茨城県の中で電気事業をやっているのは美浦村ぐらいで、それも議会の皆さんの電気事業会計を特別会計の中に新たにつくっていただいた。これができないとそういうものは立ち上がらない。実際、阿見町はそれを掲げたんですけども、議会の反対があってできなかったということがあります。これは仕掛けは阿見町のほうが早かったんですが、なかなかそうはいかなかった。

でも、美浦村はご理解をいただける議員の議決をいただいて、新たな電気事業会計をつくらせていただきました。これもいろいろな部分で売電が来年から始まりますけれども、最終的には損益が出ればということがありますけれども、民間は売電の保証の契約は民間はしないんですね。でも、行政はリスクを回避するために、メンテナンスもやっていただく業者に保証を強いています。

年間8%になったんで、5%のときで7,700万円年間保証を入れておりましたけれども、ことしから8%ということで8,000万円、20年間ずっと8,000万円を下回る部分は保証してくださいということで、普通メガソーラーをやっているところは、そういう保証までしてやる民間はございません。行政はリスクというものは回避しなくてはいけないので、これについても保証を入れさせたというのは、多分全国で屋根貸し、土地貸しはやっているかもしれないけれども、太陽光の売り上げで保証を入れたというのはなかなか聞いていませんので、美浦村ぐらいなのかなというふうには思います。それ以上売り上げがあったら、相手に払うんじゃないじゃなくて、売り上げあったものは美浦村に入れてもらって、少ないときには補填していただくという部分を入れてございます。

その辺は来年、ことしは決算の中には入りませんが、来年の決算の中にはそういう部分が売電収入とランニングコストの部分とをお示しできるというふうに思いますので、あとは国からの部分と、村債として借り入れた部分を払った部分の収益的な部分を来年は検証できるというふうに思いますけれども、ことしは事業的にはいきませんので、そういうことでリスク的な部分は、行政はちょっと難しいということで、リスクを背負わないような制度も入れ込んでございます。

ちょっといろいろ余談になりましたけれども、長くなりましたけれども、議員のほうの答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） いろいろと答弁ありがとうございました。いずれにしましてもたくさんの事業が、進行しているものもあれば、今準備しているところもあるということで、その中には役場庁舎の耐震というのも、来年、工事が発注になるという予定で全員協議会のほうにも説明がありました。

そういった意味で28年の5月には、稲敷市新庁舎が4階建ての真新しい庁舎ができるわけでありすけれども、美浦村も耐震工事ということで、単純な耐震工事だと、あれ、どこ、きれいになったのかなという形になってしまいますので、全員協議会でも私、話をさせてもらいましたけれども、多少お金をかけたとしても、住民の皆様は、「きれいになりました」という形でお示しできるような形の耐震工事も進めていっていただきたいと思えますので、ぜひとも、来年新たな指導者といたしますか村長が誕生してやるのか、中島村長が継続してやるのかは、これはそのときになってみないとわかりませんが、現在は中島村長がかじ取り役として頑張っていただいておりますので、ぜひともその辺も踏まえて今後とも執行部ともども頑張っていただきたいということをお願い申し上げて私の質問とさせていただきますが、村長、どうですか。答弁しますか。

○議長（下村 宏君） 最後。

○14番（沼崎光芳君） 最後。最後の答弁、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 沼崎議員に、いろいろと話がありましたけれども、来年4月に向けて、村民のトップに立って美浦村のかじ取り役をやってまいりたいというふうに思います。議員の皆様いろいろなアドバイスをいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 以上で、沼崎光芳君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時39分散会

平成26年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成26年12月19日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第1号 村道路線の廃止について
議案第2号 村道路線の認定について
議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第4号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第5号 平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号)
議案第6号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第7号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第8号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第9号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第10号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君		
教	育	長	門脇厚司君		
総	務	部	長	岡田	守君

保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	石 神 真 司 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	北 出 攻 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	堀 越 文 恵 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書 記	浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。

ただいまから、平成26年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお本日、議会事務局の糸賀が、議会報告会並びにホームページ等の差しかえのために
です、動画等を撮影をすることを許可しておりますので、あらかじめ申し上げます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおり
といたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第1号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑のある方はおられませんか。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案書の30、31、32、33ページにまたがりましてけれども、教育費のまず小学校費ですけれども、一番下のところで、要保護準要保護児童就学扶助費ということで、これは就学援助制度に基づいて、経済的に困窮家庭にある保護者に就学のための援助をする制度ですけれども、小学校費では14万3,000円減っています。それで、33ページを見ますと、中学校のほうでは逆に14万3,000円ふえています。これは同じ金額ですけれども、たまたま積算した結果、こういった経過だと聞いています。

そこでなんですが、私は6月議会で就学援助制度の拡大を求める一般質問をしました。その結果、それまでは援助の対象の所得制限が、生活保護基準費の1.2倍以下だったものが、現在では4月に上って1.3倍になったと聞いています。ですから、私もそれによって対象者がふえ、若干予算的にもふえていくのかなと思っていたんですが、この数字を見ますと、予算の増減はほぼ同じということです。ということは対象者の拡大もそんなに多く

はふえていないだろうという結果になっています。

そこでなのですが、こういった1.3倍にしたことで予算が余りふえていないという結果、これは就学援助制度によっては、その都度の教育委員会で見直していく、適用基準を判断していくということですから、この今現在の数字が確定されたわけではありませんけれども、予算の拡大というのは余りないということは、適用人数もそれほどふえていないということなんですけれども、私は一般質問のときに、よその自治体では1.4倍とか1.5倍もあるということを示しましたが、ことしのというか本年度のこの傾向を見て、予算的に余りふえていないということであれば、来年度あるいは再来年度以降、1.3倍以下ではなくて、1.4倍、1.5倍としていく、そういった考えはおありでしょうか。私は、この今までの実績を見たら、さらに拡大が望まれると思うんですが、その考えをお聞きします。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 岡沢議員の質問にお答えしたいと思います。

議案書にある小学校費が14万3,000円減、中学校費が14万3,000円ですか、増になっているのは、たまたま符号しているような数字になっていますけれども、これはたまたまそういうふうなことになったというようなことをご理解いただきたいと思います。

それで、岡沢議員からことしの6月に、今、質問にあったような趣旨の質問がございました。その段階では、稲敷市だとか河内町とかは美浦村と同じように1.2倍、生活保護費の1.2倍を基準にしながらこれまで適用してきましたけれども、今申し上げた市や町と協議しながら、1.3倍とか1.4倍に広げていきたいというような答弁をいたしました。

7月の教育委員会だと思えますけれども、教育委員会に諮ったところ、1.3倍にすることはもう、すぐにやってもいいじゃないかと、協議する前に美浦村の独自の判断で1.3倍にしたらいんじゃないかというようなご了解をいただきましたので、さかのぼって早速1.3倍にいたしました。予算的にはそんなに大幅な増になっていないので、1.4倍にするとか1.5倍にすることもあり得るんじゃないかというような質問の趣旨だと思いますけれども、美浦村は今、人口が減少傾向にあって、該当者が他村に、というか具体的には市ですけども、移ったというようなことが増につながっていない一つの原因になっていると思います。こういうようなことがこれからも続くということであれば、1.4倍にするとか1.5倍にするということも検討に値するんじゃないかというふうに思っております。

今のところ、まだ今年度も、1月、2月、3月まで毎月の定例の教育委員会でも、1人ふえ、2人ふえるようなことが続いておりますので、今年度末まで様子を見ながら、実態を見ながら、大幅な予算増にならないときには1.4倍にするということもあり得るというふうに、教育長としては考えております。ということで答弁にさせていただきたいと思えます。

○議長（下村 宏君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 28、29ページになりますけれども、保育所費でございますが、02の大谷保育所運営費と04の木原保育所運営費についてなんですけれども、これは一般職非常勤職員の報酬の変更でございますが、これは人事異動に対してこのような変更がなされているとの説明は受けておりますが、この内訳等、同じ方が異動して同じ金額にならないというのはどういう兼ね合いなのか、その部分を教えていただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 林議員のご質問にお答えを申し上げます。

こちらの補正予算につきましては、平成25年度保育所費の一般職非常勤職員が平成26年度に配置がえとなりまして、報酬の予算の組みかえの補正でございます。

大谷保育所では、一般職非常勤職員の保育士さんが、当初予算で9人のところ配置がえにより11人となりました。また、木原保育所では同じく、一般職非常勤職員は当初予算で10人のところ配置換えにより9人となっております。以上、各保育所の一般職非常勤職員の数の変更による補正でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） よろしいでしょうか。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの説明で、当初予算に対しての補正ということで、人数を示していただきました。大谷保育所が9名から11名になったということと、木原保育所が10名から9名に1名減った人員配置ということは、これは利用者の人数のクラス編成とかクラス数とかそういうことも加味したことで、このように大谷がふえて木原が減るという形になったのか、その部分を教えていただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 再質問にお答えを申し上げます。こちらにつきましては、やはり平成25年度と平成26年度、クラスが違っておりますので、利用者の申請によりましてクラスが変更になってございます。その関係の異動でございます。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 28、29ページの土木費、道路新設改良事業費ということで、747万8,000円ということで、これについては議会のほうで要望していました木原の農林漁業者トレーニングセンターと木原の多目的集会施設に行く通学路の道路の拡幅ということで要望していたものを、今回予算計上していただいたということで、その点は大変評価をしたいと思っております。

そこで、この事業の概要を、延長、幅員、そしてどのような形で整備していくのか、担

当課長のほうから説明をいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 都市建設課長池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） 沼崎議員の質問にお答えいたします。

場所についてはご存じだと思うんですけども、木原の農林漁業者トレーニングセンターへの国道からの進入路でございます。木原小学校・美浦中学校の生徒が100名、現在利用しているということでございます。

現在がですね、3メートルの舗装幅で、山のほうから木の枝が垂れ下がってしまっていて、車とすれ違うとき危険だということで、今回要望がありまして、予算に補正させていただきました。

それで、道路の概要なんですけれども、延長100メートル、車道幅員4.5メートル、歩道幅員が1.5メートルです。それで歩道と車道の境に危険防止のために歩車道ブロックを設置しております。

あと、測量費内訳なんですけれども、委託料で140万4,000円、用地費で246万6,000円、工事請負費で360万8,000円、合計で747万8,000円の補正をお願いしております。

以上です。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。一応確認なんですけれども、4.5メートルが道路で、1.5メートルが歩道だから、合わせて6メートルということよろしいですか。ということは倍になるということですよ。

はい、ありがとうございます。

そして、土地購入費で246万6,000円ということで計上してありますが、その地主さんといえますか、その内訳をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（下村 宏君） 都市建設課長池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） 地権者の方は3名おります。それで、ここは生活道路は4メートルでやっているんですけども、6メートルということで単価のほうは9,000円でやっております。面積が250平方メートルに今予定しております。以上です。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。地権者の方が3名いるということで、協力していただけるような方向に進んでいるとは思いますが、ぜひとも今、農林漁業者トレーニングセンターのほうは耐震工事をやっておりますので、完成も間近だということ聞いておりますので、ぜひともこの通学路のほうもスムーズに工事のほうも進めたいということをお願いしたいことを要望して終わりたいと思います。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑。

塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 28ページ29ページのところの03、塵芥処理事業費というところで

すね、委員会のほうにちょっと足を運んで説明を受けたんですけども、これは見晴台のプラント集中浄化槽の撤去の費用だということで伺っています。

ただ、それだけだったら、これだけかかったで終わっていたんですが、何か一回も利用されずに撤去ですよというようなことをちょっと伺ったものですから、どんないきさつでそんなふうになったのかを再度、ちょっとその場では聞けなかったので、この場で聞きたいと思います。

○議長（下村 宏君） 生活環境課長北出 攻君。

○生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、こちらの浄化槽につきましては、昭和40年代にあそこの見晴台地区が造成工事をしたということでございます。その後ですね、開発業者が倒産というような形になって、そのときにですね、美浦村のほうで、道路そしてまた、このプラントの用地ですね、こちらのほうを一式、美浦村のほうに移管をされたと。その後、倒産となったということでございます。

当初につきましては、建設もですね、それほど多くないということで、集中浄化槽が使えないというようなことで戸別にですね、浄化槽を使っていたわけでございます。

その後、安中地区の農集排ですね、こちらが整備されて、そちらに全部移管になったということで、一度も使われなかったという経緯でございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 61ページの債務負担行為補正で、水処理センター汚泥処理業務委託料ということで、1,492万8,000円ということで、27年度ということで単年度で出ておるんですが、ほかの委託料と同じように複数年という形でやれば、もう少し値段のほうは安くなるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 上下水道課長青野道生君。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎議員のご質問にお答えをいたします。

今回の公共下水道の単年度契約ということなんですが、先ほどのご審議をいただきました農集に関しても単年度契約のものがございます。これにつきましては、維持管理契約が来年度までの契約となっています。そういう中で、今後管理を含めた一環した契約ができ

ないかということでもちょっと今考えております。

仮に複数年契約した場合に、再来年度、28年度から維持管理等を含めて契約、こういう業務を契約をしようとした場合に、違約金等が発生する可能性もあります。ですから、27年度に関しては単年度契約をお願いしておりますが、28年度からは維持管理、例えば汚泥処理、凝集剤購入等を含めた一括した契約がうまくできないかということで進めていって、結果、できるということになれば、総合的な契約ということで複数年をして、経費の節約につながればというふうに考えております。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第11 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成26年第4回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 山 崎 幸 子

署 名 議 員 山 本 一 恵

署 名 議 員 林 昌 子